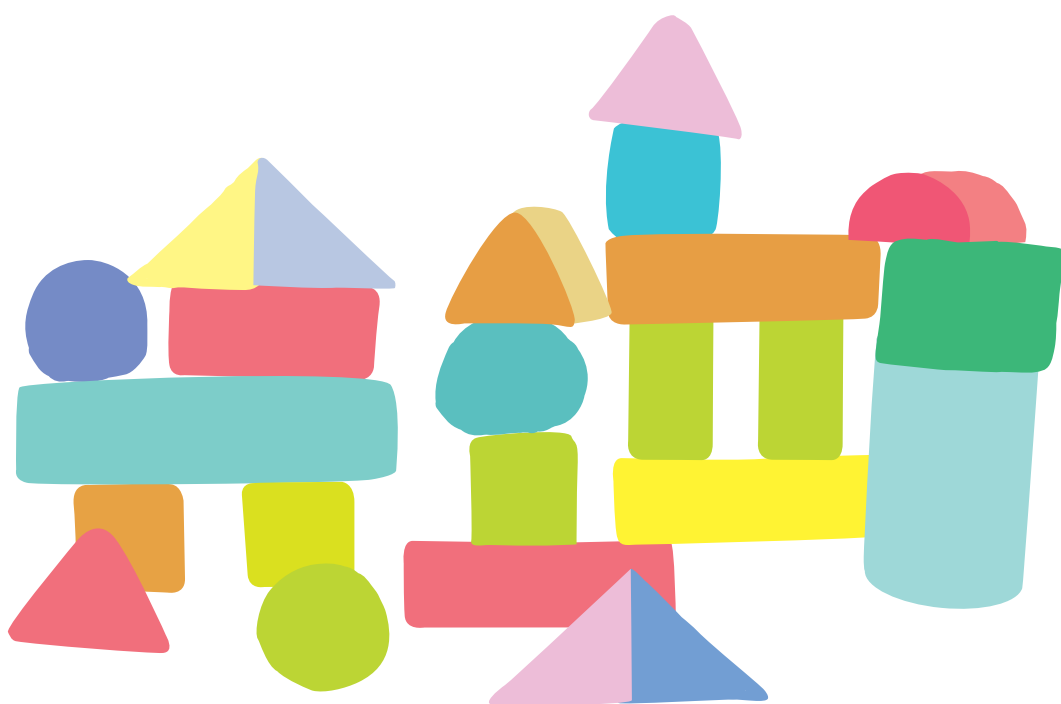


あったかプランみよし

第4期みよし市地域福祉計画



令和3年3月

みよし市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域や家庭の支え合いの機能低下により連帯感の希薄化や絆の弱体化などが進行しています。加えて、気象変動による大規模な自然災害発生時の避難支援などの課題も顕在化してきており、地域住民が抱える生活課題や不安はますます多様化・複雑化しています。



こうした社会背景から、身近な生活課題に対応するため、高齢者への見守り、世代間の交流や子育て支援、障がい者の自立支援など、地域住民の皆さんが主体となって行われる地域福祉活動の重要性は一層高くなっております。また社会的な孤立や生活困窮など、表面化しにくい課題では、地域住民の皆さんが関心を持ち、早期の支援に繋げていくことが重要となります。

このように地域福祉の向上にあたっては、福祉領域を超えた地域全体が直面する課題を直視し、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域住民や地域の団体など多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、地域の誰もが役割を持ち、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

こうした現状の課題解決に向けて、この度、みよし市では、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「第4期みよし市地域福祉計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づいて地域福祉を一層推進し、計画の基本理念である「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えていますので、市民の皆様や関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、コロナ禍にもかかわらず、貴重なご意見やご提言をいただきました、みよし市地域福祉計画審議会の委員の皆様、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメント等にご協力いただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

みよし市長 **小野田 賢治**



目次



第1章 計画策定にあたって	3
1 地域福祉の定義	3
(1) 地域福祉とは.....	3
(2) 「我が事・丸ごと」の地域づくり	3
(3) 地域共生社会の実現に向けて.....	4
(4) 自助・互助・共助・公助のネットワークづくり.....	5
2 計画策定の背景及び趣旨	6
(1) 国の動向	6
(2) 愛知県の動向.....	6
(3) 本市の動向.....	6
(4) 計画策定の趣旨.....	7
3 計画の位置づけ	8
(1) 社会福祉法の改正のポイント.....	8
(2) 地域福祉計画の法的根拠	10
(3) 地域福祉計画に盛り込む事項.....	12
(4) 長期構想、分野別計画・関連計画との関係.....	13
(5) 地域福祉活動計画との関係.....	13
4 計画の期間.....	14
5 計画の策定体制	15
(1) 審議会を設置.....	15
(2) 第3期計画の点検・評価	15
(3) 地域福祉に関するアンケート調査の実施.....	15
(4) 関係団体ヒアリング調査の実施.....	15
(5) 職員ワークショップの実施.....	16
(6) パブリックコメントの実施.....	16
(7) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画策定の推進.....	16
第2章 本市を取り巻く状況	19
1 地域の現状	19
(1) 人口・世帯の状況.....	19
(2) 高齢者の状況.....	20
(3) 子どもの状況.....	21
(4) 障がい者の状況.....	24
(5) その他	24
2 地域福祉に関するアンケート調査結果	27

(1) 調査の概要.....	27
(2) 調査結果.....	28
3 第3期地域福祉計画目標の評価.....	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
1 基本理念.....	49
2 基本目標.....	50
3 計画の体系.....	52
4 地域福祉に関わる様々な主体.....	53
第4章 基本施策の展開.....	57
基本目標1 地域住民等が共に助け合い、支え合う環境（関係）づくり.....	57
～地域住民の福祉意識の高揚～.....	57
施策1 地域福祉に対する意識の醸成.....	57
施策2 地域住民等の交流・支え合い活動の推進.....	58
施策3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進.....	59
施策4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人の活動促進.....	59
基本目標2 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり.....	62
～地域福祉ネットワークの強化～.....	62
施策1 各分野における相談支援体制の整備.....	62
施策2 地域における福祉ネットワークの形成.....	64
施策3 誰もが働きやすい就業環境の整備.....	64
施策4 生活困窮者への支援.....	65
施策5 ひきこもりに対する支援.....	65
基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり.....	68
～多様な主体の参加促進～.....	68
施策1 福祉教育の推進.....	68
施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成.....	69
施策3 専門人材の確保・育成.....	69
施策4 福祉事業所の体制強化.....	70
施策5 生涯学習の推進.....	70
基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり.....	73
～地域共生社会の基盤整備～.....	73
施策1 包括的な相談支援体制の整備.....	73
施策2 多機関協働の促進.....	75
施策3 地域における活動場所の提供.....	75
施策4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実（成年後見制度利用促進計画）.....	76
施策5 再犯防止に向けた取組（再犯防止計画）.....	80

第5章 計画の推進に向けて	89
1 計画の推進体制	89
(1) 協働による計画の推進	89
(2) 計画の評価と進捗管理	92
資料編	95
1 地域における活動者等の紹介	95
(1) 民生委員・児童委員	95
(2) ボランティア団体	95
(3) NPO法人	96
(4) いきいきクラブ	96
(5) 子ども会	96
(6) 社会福祉協議会	97
2 関係団体ヒアリング調査結果	98
(1) 高齢者支援への意見	98
(2) 子育て支援への意見	98
(3) 障がい者支援への意見	98
(4) 団体の活動への意見	99
(5) 地域安全への意見	99
3 職員ワークショップ	100
(1) 住民の福祉意識の高揚	100
(2) 地域福祉ネットワークの強化	100
(3) 多様な主体の参加促進	100
(4) 地域共生社会の基盤整備	101
4 第4期みよし市地域福祉計画パブリックコメントの結果について	101
(1) 実施期間	101
(2) 公開方法	101
(3) 意見受付方法	101
(4) 募集結果	101
5 みよし市地域福祉計画審議会要綱	102
6 みよし市地域福祉計画審議会委員名簿	103



第1章

計画策定のあたって





第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉の定義

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが暮らしやすい地域であるために、地域住民や福祉事業、福祉活動を行う者（以下「地域住民等」という。）、行政などがお互いに協力し合って、地域の困りごとや課題の解決に向けて取り組む考え方です。

みよし市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に「第3期みよし市地域福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し、地域福祉を推進するための取組を行ってまいりました。

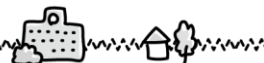
(2) 「我が事・丸ごと」の地域づくり

近年、わが国では少子高齢化の進行や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題がより複雑化し、また、個人や世帯において複数の課題を抱えるなど複合化しています。

一方、少子化や人口減少により、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性が脅かされています。このことは、国全体の経済・社会の存続の危機にも直面する大きな課題であるといえます。

これらの社会構造の変化を背景に、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。地域での暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、困難を抱えていても誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が「我が事」として参画し、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(3) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の隙間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換をめざすものです。

「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年6月2日閣議決定）や、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、2020 年代初頭の全面展開に向け、施策の実施・検討と取組などが図られています。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

- 地域課題の解決力の強化
 - ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
 - ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
 - ・地域福祉計画の充実
- 地域を基盤とする包括的支援の強化
 - ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 地域丸ごとのつながりの強化
- 専門人材の機能強化・最大活用

（平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定を基に作成）

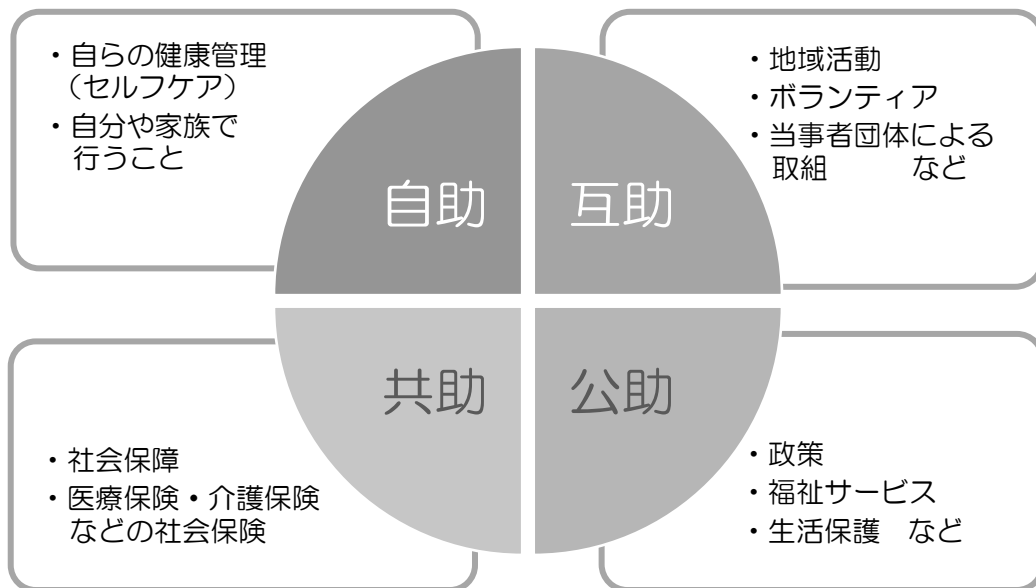


(4) 自助・互助・共助・公助のネットワークづくり

地域共生社会の実現に向けて、すべての市民が抱えるニーズを、公的なサービスだけでカバーするのは困難です。また、公的なサービスだけでは、多様なニーズにきめ細かに対応することはできません。自分(家族)でできることは自分(家族)でする「自助」をベースに、共に助け合えることは助け合う「互助」の力を発揮しつつ、「共助」・「公助」によるサービスを充実させていきます。その上で、それぞれが個人を支える一員としてバランスを取りながら役割を果たし、ときには重なり合うなど、包括的・重層的なネットワークを構築することが重要です。

- 「自助」では、まず自分自身の健康管理(セルフケア)など、自分(家族)にできることは自分(家族)でするということを基本的な考え方とします。土台となる「自助」にしっかり取り組むことが肝要です。
- 「互助」では、助け合いで解決できる課題には協力して取り組む地域力の向上などを図ることを基本的な考え方とします。
- 「共助」は介護保険制度などの社会保障による支援、「公助」は福祉を中心とする公的な各種サービスによる支援が該当します。

資料：「みよし市福祉・医療・介護 長期構想 2016～2035」18頁引用



2 計画策定の背景及び趣旨

(1) 国の動向

第3期計画期間中、国は平成28年6月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年公表)の内容を受け、「地域共生社会の実現」を盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。その後、地域共生社会の実現に向けて、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置、10月に「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」の設置及び検討が進められてきました。

こうしたプロセスを経て、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」の充実にあたって、地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を上位計画として位置づけることも示されています。

(2) 愛知県の動向

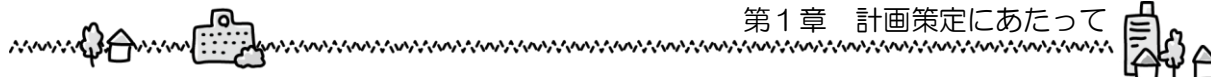
愛知県では、平成23年6月に県の健康福祉施策全体の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン」を策定(平成28年3月改定)し、このビジョンを社会福祉法第108条に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置づけ、福祉・保健・医療の各分野における施策の総合的な推進を図っています。

このビジョンは、令和2年度をもって計画期間が終了します。次期ビジョンは、「共に支え合う地域づくり」、「安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実」を観点に、策定される予定です。

(3) 本市の動向

わが国の少子化、高齢化は進んでおり、また、財政制約や国際競争の激化など、社会経済情勢も厳しさを増しています。さらに、気象災害の頻発・激甚化、働き方や暮らし方の多様化など、人々の生活を取り巻く環境は刻々と変化しています。本市では、県内でも平均年齢が低く、今後も人口増加が続くことが見込まれるものの、およそ20年後には高齢化が急速に進展し、将来的には人口減少に転じます。このため、将来的な人口減少や超高齢社会を見据えた対策を講じ、地域の活力の維持・向上を図る取組が必要となります。

こうした状況を踏まえて、令和2年3月、本市のまちづくりの課題の解決を図るとともに、これまでの成果を継承し、未来への展望を示す「第2次みよし市総合計画」を策定しました。



(4) 計画策定の趣旨

本市では、先に述べた社会構造の変化や地域の現状を捉え、支援体制をより一層充実させ、サービスの適切かつ効果的な提供を行うとともに、地域住民等の支え合いを促進し、地域福祉の総合的な推進を図ります。そこで、誰もが暮らしやすい地域をめざすために、令和3年3月をもって計画期間を終える第3期計画に引き続き、「第4期みよし市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

感染症対策と 地域福祉

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がるなか、外出自粛や人と人との接触する機会の削減が求められ、市民の交流や見守り、生きがいづくりを目的に実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動は休止を余儀なくされました。

その結果、こうした活動に支えられてきた方々は社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなど、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が生じています。

一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性、地域活動のあり方について改めて考える機会となっています。

今後、地域住民等のくらしは感染防止に取り組みながら新しい生活様式へ移行していくことが求められています。そのため、地域福祉活動等においてもこれまでのつながりを絶やさず、少人数制やオンラインを活用した新しい交流活動や講座、電話やインターネット等を活用した新たなコミュニケーションや支援のあり方など、感染予防に対応した新たな取組を推進していく必要があります。



3 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法の改正のポイント

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日に施行されました。自治体では、『住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備』、『複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築』、『地域福祉計画の充実』が図られることとなりました。

さらに、令和2年6月には、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法の改正が行われ、令和3年4月1日に施行されます。

平成30年及び令和3年の各改正社会福祉法における改正ポイントは以下のとおりです。

【平成30年 改正社会福祉法の改正ポイント】

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、法第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。（法第107条）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項」と定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条第1号）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努める」ことが明記され、PDCAサイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第107条第3項）

【令和3年 改正社会福祉法の改正ポイント】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）を創設することができるようになりました。（法第106条の4〔新設〕）



改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

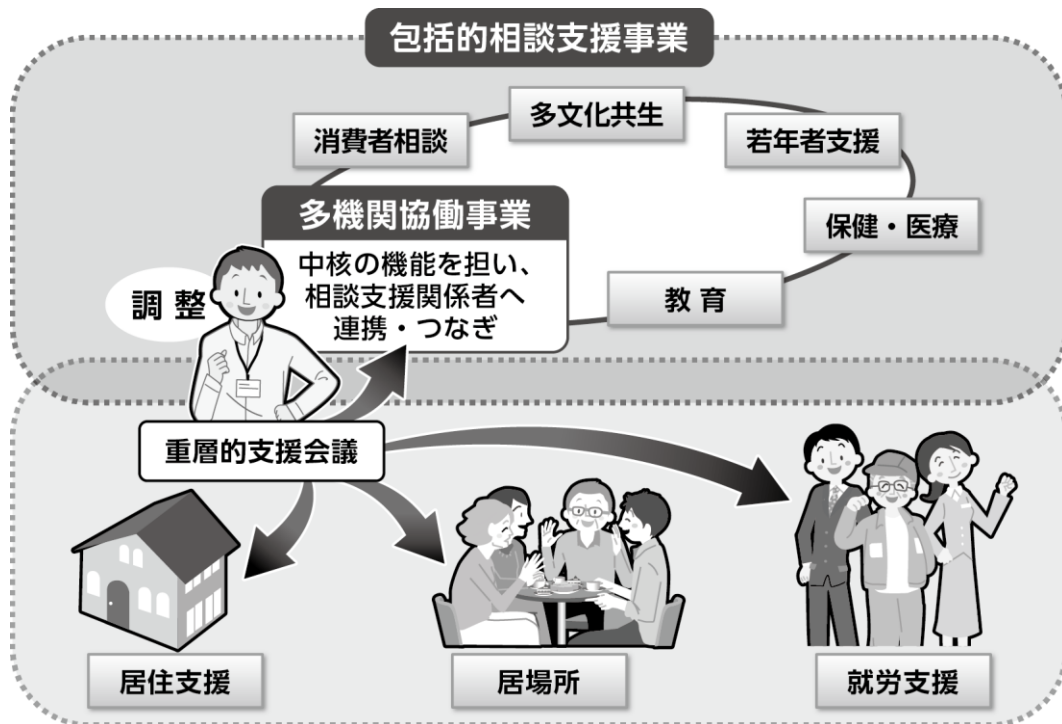
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

資料：厚生労働省「改正社会福祉法の概要」

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省「重層的支援体制整備事業において具体的な支援フローについて」



(2) 地域福祉計画の法的根拠

本計画は、改正社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。このことから、本計画は、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が地域での生活課題を把握し、関係機関との連携により解決を図ることを目標に、地域住民等と行政が一体となり策定しました。

【参考】平成30年・令和3年改正社会福祉法（抜粋）

〔地域福祉の推進〕

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
（平成30年改正）

改正

（新設）
第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
（令和3年改正）

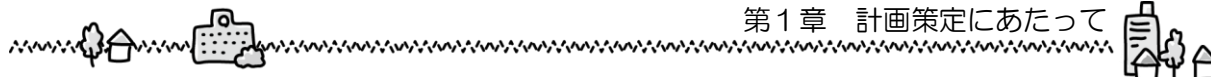
第4条第2項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
（平成30年改正、令和3年改正では、第4条第2項を第4条第3項とする）

〔福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務〕

第6条第2項 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。
（平成30年改正）

改正

第6条第2項 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他関連シアクトの連携に配慮するよう努めなければならない。
（令和3年改正）



〔市町村地域福祉計画〕

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。（平成30年改正、令和3年改正点なし）

第107条第2項 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
（平成30年改正、令和3年改正点なし）



(3) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、地域福祉を推進することを目的として、以下の5事項を一体的に定めることが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

計画に盛り込む5つの事項

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

求められる5つの視点

生活の包括

「くらし」と「しごと」の包括的な支援

対象の包括

制度の枠組みにとられない地域生活課題の包括的な把握

相談・支援の包括

全世代・全対象型の地域包括支援体制づくり

包括的な地域づくり

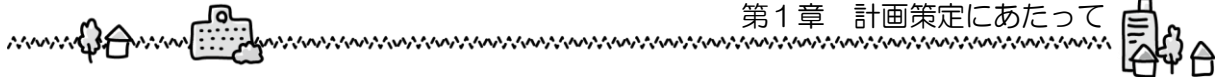
3つの地域づくり※、参加と協働のデザイン

計画(対策・施策)の包括

分野別計画の「統合化」と関連施策等の「包括化」、地域福祉を推進する行政体制

※3つの地域づくり

①まちづくりに広がる地域づくり ②共生の文化に広がる地域づくり ③一人ひとりを支えることができる地域づくり

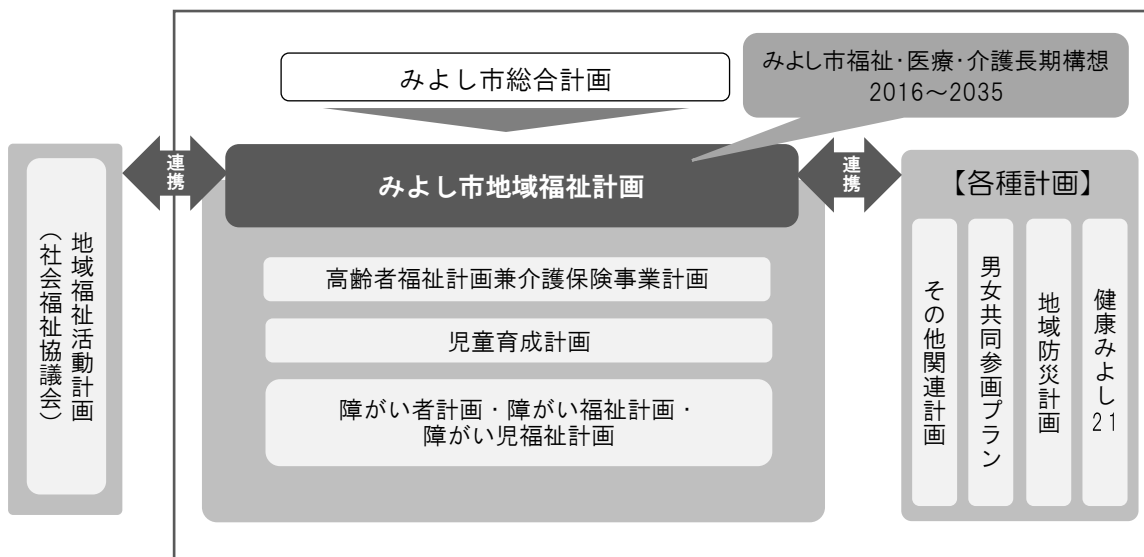


(4) 長期構想、分野別計画・関連計画との関係

本市では、平成28年3月に、すべての市民が地域で安心してその人らしく暮らしていけるような仕組みづくりをめざして、福祉・医療・介護の総合的な指針となる『みよし市福祉・医療・介護長期構想 2016～2035』（以下、「長期構想」という。）を策定しました。長期構想では、本市のめざす将来像を「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」とし、市民に対して将来のみよし市の姿を示しています。

『みよし市地域福祉計画』は、この長期構想の視点を踏まえつつ、『みよし市総合計画』の部門計画として策定します。また、『高齢者福祉計画兼介護保険事業計画』、『児童育成計画』、『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画』の上位計画とし、本市が策定した他の各種計画等との整合・連携を図ります。

■ 他計画との連携



(5) 地域福祉活動計画との関係

地域住民と地域福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として、みよし市社会福祉協議会が策定する「みよし市地域福祉活動計画」と相互に連携を図ります。

みよし市地域福祉計画とみよし市地域福祉活動計画は、地域の課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合う関係にあります。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

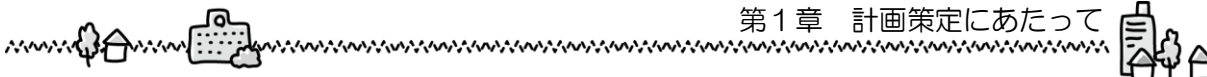
なお、国の福祉制度などの変更や、市民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の評価、見直しを行います。

■ 計画期間

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
あったかプランみよし みよし市地域福祉計画	第3期 (平成28年～令和2年)										
					見直し	第4期					

■ 他計画の期間（参考）

	...	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	...
みよし市総合計画			第2次(令和元年～令和20年)								
みよし市福祉・医療・介護 長期構想		長期構想(平成28年～令和17年)									
みよし市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	...	第7期			第8期			第9期			...
みよし市児童育成計画			児童育成計画						第2期		
みよし市障がい者福祉計画	...	第4期						第5期			
障がい者計画											
障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画	...	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			...
みよし市地域福祉活動計画				第4期							...



5 計画の策定体制

(1) 審議会の設置

本計画は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「みよし市地域福祉計画審議会」において審議し、策定しました。

(2) 第3期計画の点検・評価

第3期計画の取組状況について、施策・事業評価シートを用いて関係各課による施策・事業の点検及び評価を行い、本計画に反映させました。

(3) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、市民の福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況などを把握するため、本市在住の15歳以上から1,000人（無作為抽出）を対象に市民アンケート調査を実施し、本計画策定のための基礎資料としました。

(4) 関係団体ヒアリング調査の実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画の基礎資料を得ることを目的に、市内で活動している団体に対して、関係団体ヒアリングを実施し、本計画策定のための基礎資料としました。

なお、コロナ禍における感染予防対策の観点から、対象者にヒアリングシートを送付し、書面での実施としました。

実施期間	団体名	
令和2年 9月24日～ 10月16日	あおば子育てクラブ	身体障害者福祉協議会
	明日の福祉を支える会「一期一会」	精神障がい者家族会（さつき会）
	いきいきクラブみよし連合会	手をつなぐ親の会
	一休さんの会（高齢者支援等）	なかよし地区地域包括支援センター
	STLC（防災）	ひだまりのつどい（高齢者支援等）
	カリヨンベルズ（まちづくり等）	ボーイスカウトみよし第2団
	ガールスカウト愛知県第57団	ボランティア連絡協議会
	危険害虫駆除グループ	民生児童委員協議会
	グリーンダンディーズ(環境美化等)	三好女声コーラス
	ケアマネ連絡会	三好太鼓
	更生保護女性会	みよしはたらく協議会
	子ども会育成連絡協議会	睦の会（点訳等）
	JAあいち豊田助け合いの会 三好支部	やまびこの会（音訳等）
障がい者自立支援協議会	（回答のあった団体、五十音順）	



(5) 職員ワークショップの実施

地域福祉に対する職員の理解を深め、今後の計画推進のための施策の参考となるよう職員ワークショップを開催しました。職員ワークショップで出された意見等は、本計画の施策の展開に反映します。

(6) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、あらかじめその案を公表し、市民及び関係者から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

(7) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画策定の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本市では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、「地域住民がお互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」を基本理念とする本計画のめざすべき姿にも当てはまるものです。

本計画の策定においては、各施策を推進する上でSDGsを意識しながら取り組めるよう、第4章 施策の展開において4つの基本目標に関連する17の国際目標をそれぞれ割り当てました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第2章

本市を取り巻く状況



第2章 本市を取り巻く状況

1 地域の現状

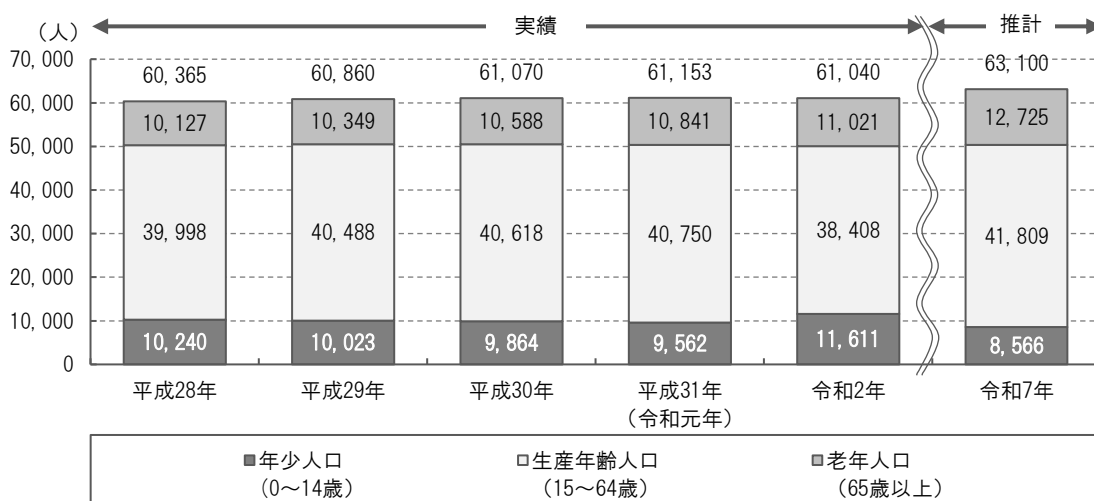
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

本市の人口は増加し続けており、平成28年に60,365人であった人口は平成31年（令和元年）には61,153人となり、令和2年には61,040人と微減するものの、令和7年には63,100人に増加する見込みです。

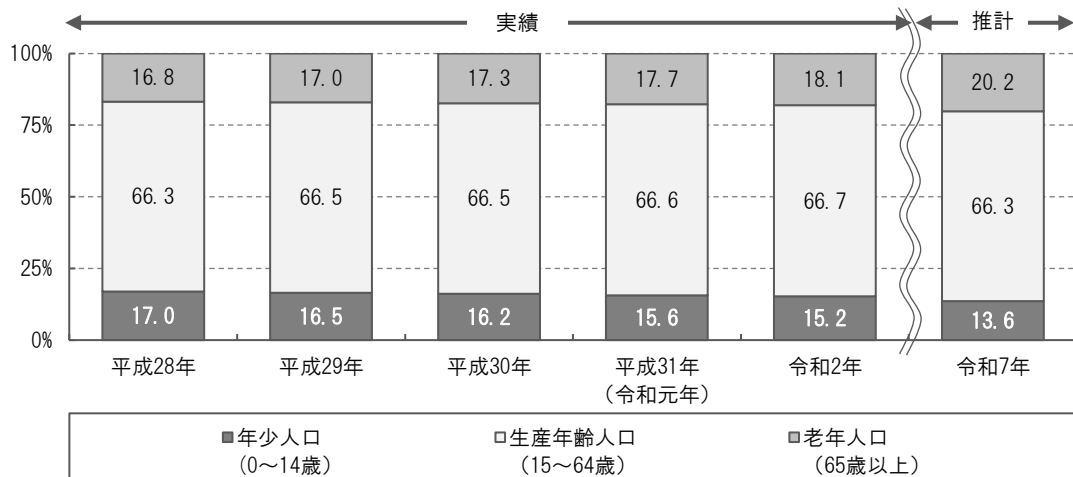
一方、年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、老年人口が増加していることから、本市も少子高齢化の進行がうかがえます。

■ 人口の推移と推計（年齢3区分別）



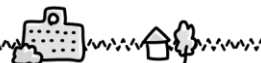
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は「国立社会保障・人口問題研究所」

■ 年齢3区分別人口割合の推移と推計



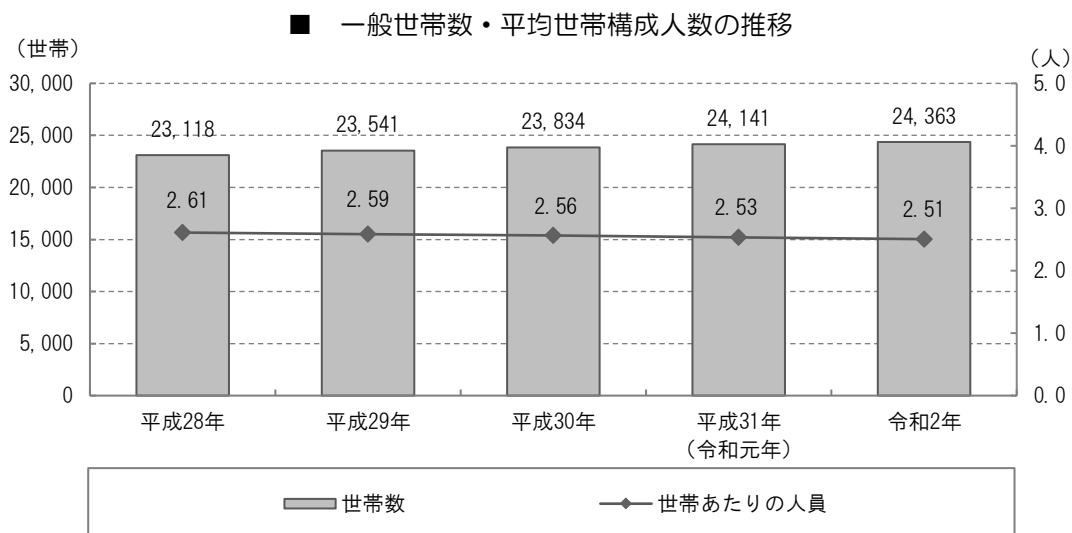
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は「国立社会保障・人口問題研究所」





② 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和2年4月1日現在、24,363世帯となっています。平成28年からの推移をみると、年々増加しています。また、平均世帯構成人数は、平成28年では2.61人、その後は微減傾向で推移しています。



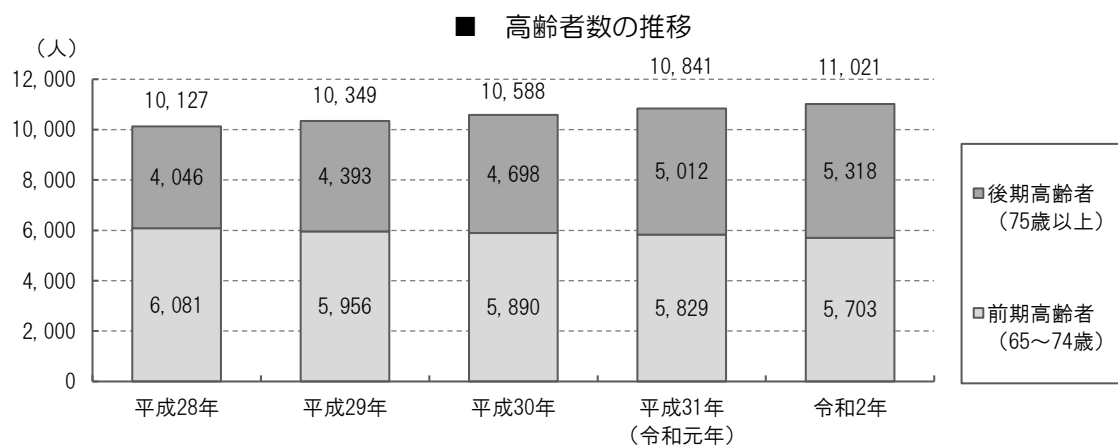
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

令和2年4月1日現在、65歳以上の高齢者数は11,021人となっています。また、前期・後期高齢者別にみると、前期高齢者は5,703人、後期高齢者は5,318人となっています。

65歳以上の高齢者は年々増加しており、特に後期高齢者数が増加し、前期高齢者は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



② 要介護認定者数の推移

令和2年4月1日現在、要介護認定者数は1,428人となっており、平成28年から増加しています。令和2年の要介護認定者数を要介護度別にみると、要介護1が295人と最も多く、次いで要介護2が251人、要支援2が241人となっています。

■ 要介護認定者数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年
要支援1	205人	228人	204人	213人	184人
要支援2	196人	187人	204人	208人	241人
要介護1	225人	244人	273人	269人	295人
要介護2	192人	203人	183人	193人	251人
要介護3	138人	133人	139人	172人	166人
要介護4	118人	126人	137人	174人	178人
要介護5	91人	92人	99人	106人	113人
合計	1,165人	1,213人	1,239人	1,335人	1,428人

資料：長寿介護課（各年4月1日現在）

（3）子どもの状況

① 子ども人口の推移

令和2年4月1日現在、0歳から17歳までの子どもの人口は11,611人となっており、年々減少しています。

出生数は平成30年12月31日現在で544人となっており、年々減少しています。

■ 子ども人口の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年
0～5歳	3,768人	3,721人	3,700人	3,644人	3,527人
6～11歳	4,074人	3,975人	3,965人	3,877人	3,771人
12～14歳	2,398人	2,327人	2,199人	2,041人	2,010人
15～17歳	2,529人	2,520人	2,453人	2,403人	2,303人
合計	12,769人	12,543人	12,317人	11,965人	11,611人

資料：市民課、住民基本台帳（各年4月1日現在）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	663人	609人	582人	597人	544人

資料：愛知県衛生年報（各年12月31日現在）



② 児童虐待に関する相談件数

平成 31（令和元）年度 3 月末現在の相談件数は 90 件となっています。そのうち、心理的虐待（心理的外傷など）が 39 件、身体的虐待が 37 件と多くを占めています。

■ 児童虐待に関する相談件数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
身体的虐待	31 件	40 件	41 件	38 件	37 件
性的虐待	0 件	1 件	1 件	1 件	3 件
心理的虐待 (心理的外傷など)	14 件	13 件	35 件	28 件	39 件
保護者の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3 件	17 件	16 件	12 件	11 件
合 計	48 件	71 件	93 件	79 件	90 件

資料：子育て支援課（各年度 3 月末現在）

③ 小学校の不登校出現率

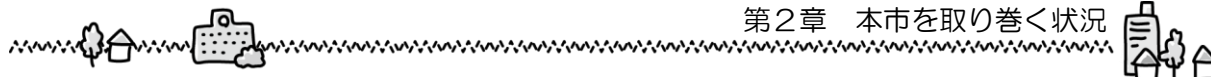
本市の小学校における、平成 31（令和元）年度 3 月末現在の不登校出現率は 0.76% となっています。平成 29 年度、平成 30 年度では出現率が上昇傾向にあったものの、平成 31（令和元）年度では低下しています。

■ 小学校の不登校出現率^{※1}の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
みよし市	0.51%	0.57%	0.81%	0.94%	0.76%
愛知県	0.53%	0.6%	0.66%	0.81%	未定
全国	0.42%	0.48%	0.54%	0.7%	未定

資料：学校教育課（各年度 3 月末現在）

※1 「不登校出現率」とは、全国児童生徒数にしめる不登校児童生徒数の割合



④ 中学校の不登校出現率

本市の中学校における、平成31（令和元）年度3月末現在の不登校出現率は3.44%となっています。平成28年以降3%台で推移していますが、平成31（令和元）年度は平成30年度よりわずかに減少しています。

■ 中学校の不登校出現率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
みよし市	1.98%	3.04%	3.22%	3.67%	3.44%
愛知県	3.26%	3.51%	3.66%	4.00%	未定
全国	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%	未定

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

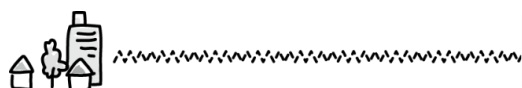
⑤ 子ども会数・会員数の推移

令和2年5月1日現在、本市の子ども会数は19、会員数は2,878人となっています。小学生数に対する会員数の割合（加入率）は77.0%となっています。会員数の推移をみると、小学生数の減少にともない会員数も年々減少しています。

■ 子ども会数・会員数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年
子ども会数	19	19	19	19	19
会員数 (a)	3,184人	3,000人	3,150人	3,063人	2,878人
小学生数 (b)	4,038人	3,938人	3,934人	3,840人	3,738人
加入率 (b/a)	78.9%	76.2%	80.1%	79.8%	77.0%

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）／小学生数は学校教育課（各年5月1日現在）



(4) 障がい者の状況

令和2年4月1日現在、障がい者手帳保持者数は2,232人となっています。また、手帳の種別ごとの内訳は、身体障がい者が1,416人、知的障がい者が377人、精神障がい者が439人となっています。

■ 障がい者手帳所持者数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年
身体障がい者	1,395人	1,408人	1,428人	1,403人	1,416人
知的障がい者	340人	354人	354人	368人	377人
精神障がい者	265人	308人	340人	383人	439人
合計	2,000人	2,070人	2,122人	2,154人	2,232人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) その他

① 犯罪件数の推移

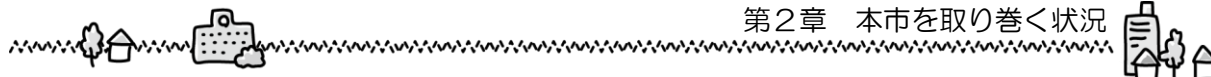
本市内の犯罪件数は、平成31（令和元）年12月31日現在で348件となっており、平成30年より113件減少しています。平成27年と比較すると約45.8%減となっています。

■ 犯罪件数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
犯罪件数	642件	570件	544件	461件	348件
窃盗犯	485件	446件	458件	364件	233件
粗暴犯	20件	10件	13件	12件	13件
知能犯	17件	23件	11件	11件	13件
風俗犯	4件	1件	4件	4件	3件
凶悪犯	3件	4件	1件	-	-
その他	113件	86件	57件	70件	86件

資料：豊田警察署（各年12月31日現在）





② 自殺者数・自殺死亡数の推移

平成31（令和元）年12月31日現在の自殺者数は6人、自殺死亡率は9.79となっており、平成30年より3人減少しています。

■ 自殺者数・自殺死亡率の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
自殺者数	1人	4人	6人	9人	6人
自殺死亡率	1.67	6.62	9.87	14.73	9.79

資料：尾三消防本部（各年12月31日現在）

※自殺死亡率：10万÷総人口×総自殺者数

③ 生活困窮者支援相談件数の推移

みよし市暮らし・はたらく相談センターでの生活困窮者支援相談件数は、平成31（令和元）年度で966件となっており、平成30年度から291件増加しています。

■ 生活困窮者支援相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
生活困窮者支援 相談件数	466件	564件	601件	675件	966件

資料：福祉課（各年度3月末現在）



みよし市暮らし・はたらく相談センター

④ 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は令和2年4月1日現在で 116 世帯となっており、平成 31 (令和元) 年から 5 世帯、平成 28 年からは 25 世帯増加しています。

■ 生活保護受給世帯数の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
生活保護受給世帯数	91 世帯	87 世帯	102 世帯	111 世帯	116 世帯

資料：福祉課（各年4月1日現在）

⑤ 外国人住民人口の推移

本市の外国人住民は増加しており、令和2年4月1日現在で 2,221 人、総人口に対する比率は 3.6% となっています。

■ 外国人住民人口の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
外国人人口	1,648 人	1,732 人	1,944 人	2,159 人	2,221 人
総人口に対する比率	2.7%	2.8%	3.2%	3.5%	3.6%

資料：市民課、住民基本台帳（各年4月1日現在）



2 地域福祉に関するアンケート調査結果

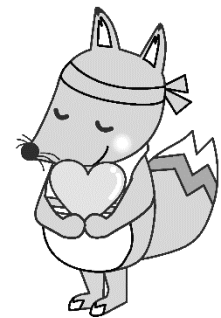
(1) 調査の概要

① 調査目的

本調査は「第4期みよし市地域福祉計画(あったかプランみよし)」の策定にあたり、市民の福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況などを把握し、計画の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象者

みよし市在住の15歳以上から1,000人を無作為抽出



③ 調査期間と調査方法

- ・令和元年11月21日から令和元年12月9日
- ・郵送による配布・回収

④ 調査票の回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000通	467通	46.7%

⑤ 集計にあたって

- ・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。



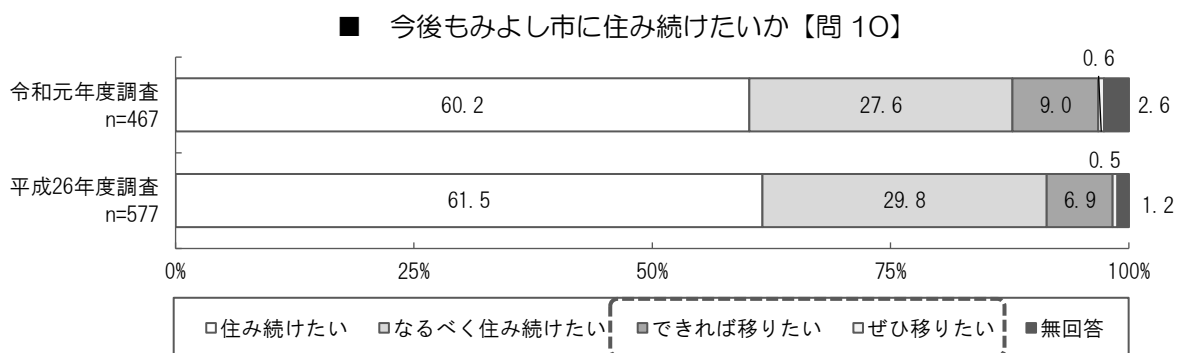
(2) 調査結果

① 定住意向について

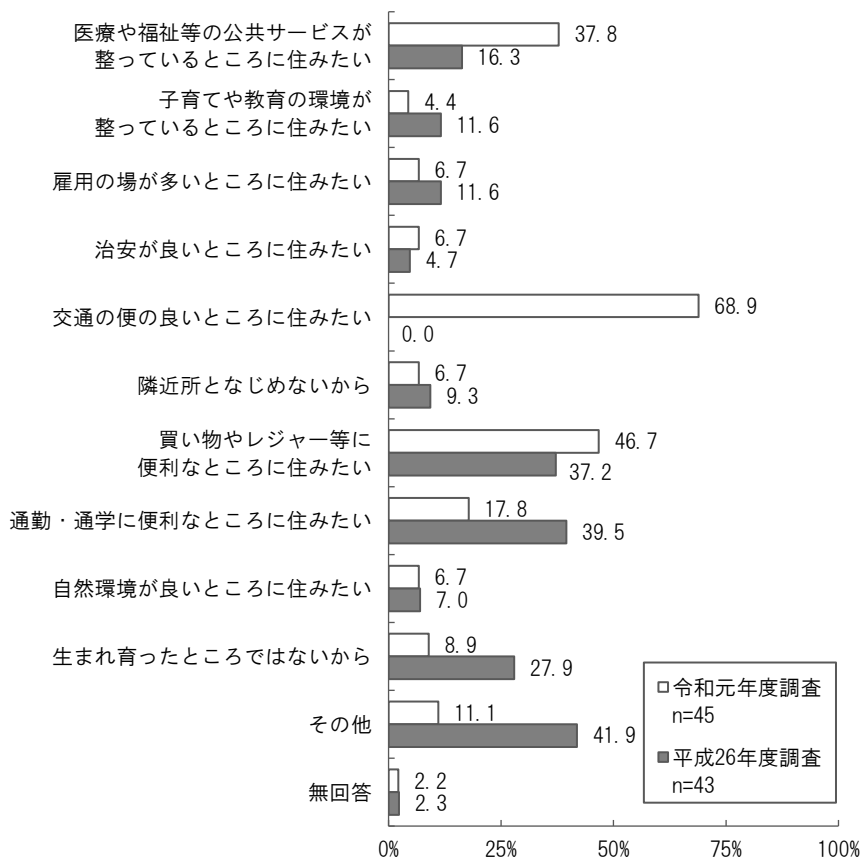
○今後もみよし市に住み続けたいかをみると、「住み続けたい」の割合が60.2%と最も高く、次いで「なるべく住み続けたい」の割合が27.6%となっています。

○平成26年度調査と比較すると、2.2ポイント減少しています。

○移り住みたい理由をみると、「交通の便の良いところに住みたい」の割合が68.9%と最も高く、次いで「買い物やレジャー等に便利なおところに住みたい」の割合が46.7%、「医療や福祉等の公共サービスが整っているところに住みたい」の割合が37.8%となっています。



■ みよし市以外に移り住みたい理由【問10-1】





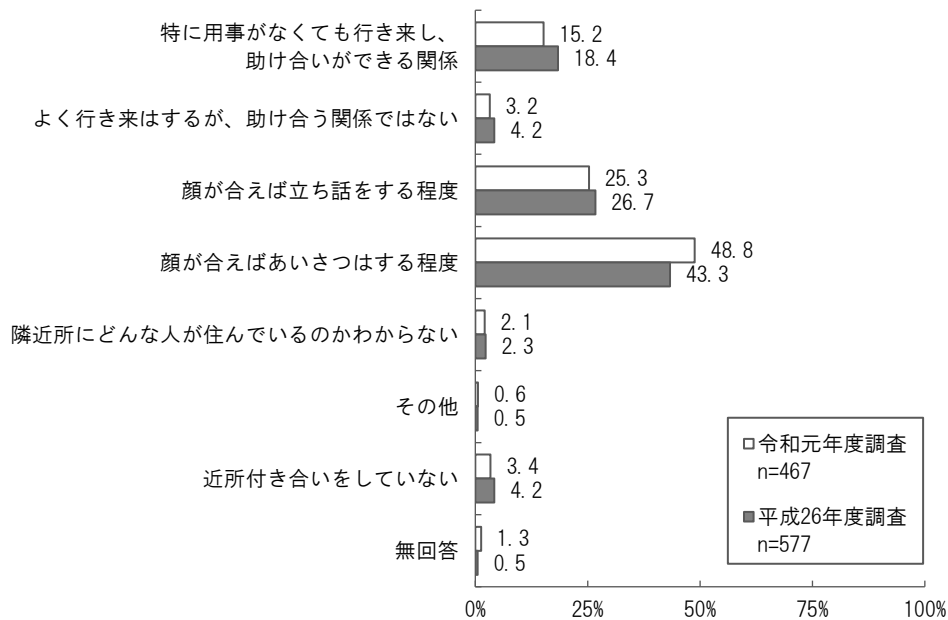
② ご近所との付き合いについて

○「顔が合えばあいさつはする程度」の割合が48.8%と最も高く、次いで「顔が合えば立ち話をする程度」の割合が25.3%、「特に用事がなくても行き来し、助け合いができる関係」の割合が15.2%となっています。

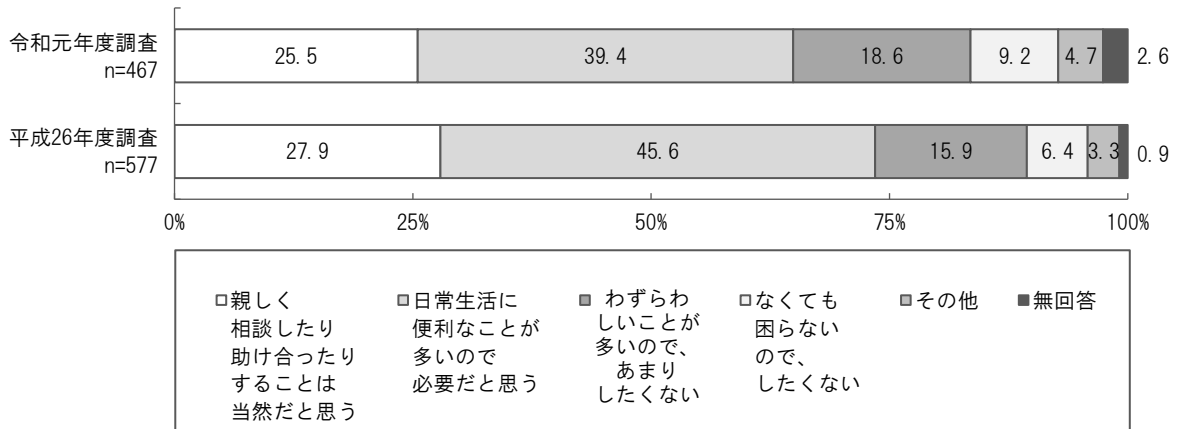
○平成26年度調査と比較すると、「顔が合えばあいさつはする程度」の割合が上昇しています。

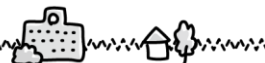
○ご近所との付き合いに対する考え方をみると、「日常生活に便利なが多いので必要だと思う」の割合が39.4%と最も高く、次いで「親しく相談したり助け合ったりすることは当然だと思う」の割合が25.5%、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」の割合が18.6%となっています。

■ ご近所の方との付き合い方【問11】



■ ご近所との付き合いに対する考え方【問12】

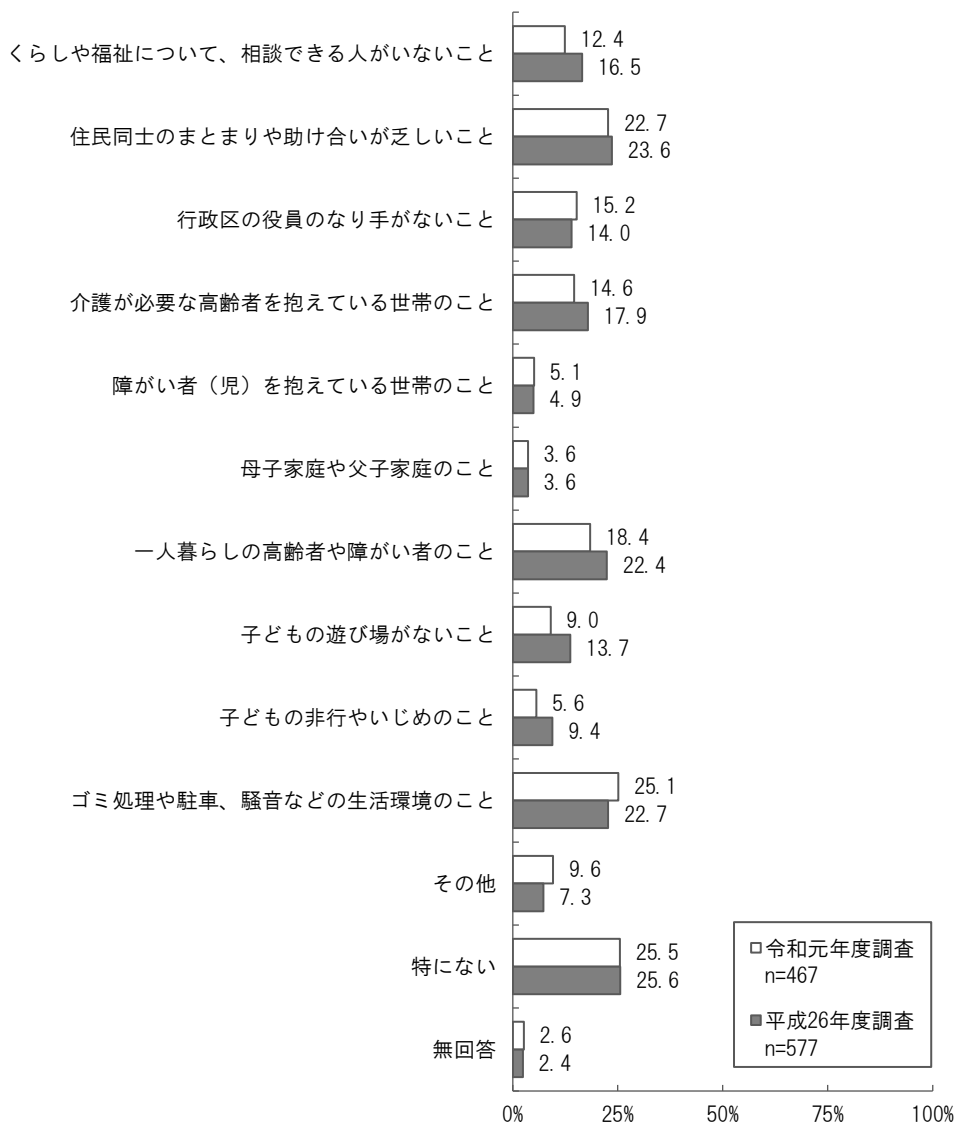


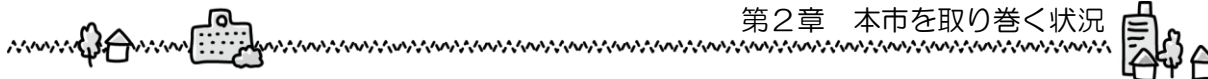


○住んでいる地域で解決しなければならないと思う問題をみると、「特にない」の割合が25.5%と最も高く、次いで「ゴミ処理や駐車、騒音などの生活環境のこと」の割合が25.1%、「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」の割合が22.7%となっています。

○平成26年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■ 住んでいる地域で解決しなければならないと思う問題【問15】（3つまで回答）





○自分自身や家族が、高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域に望む手助けをみると、「日々の見守りや安否確認の声かけ」の割合が49.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が47.3%、「通院などの外出の手伝い」の割合が32.5%となっています。

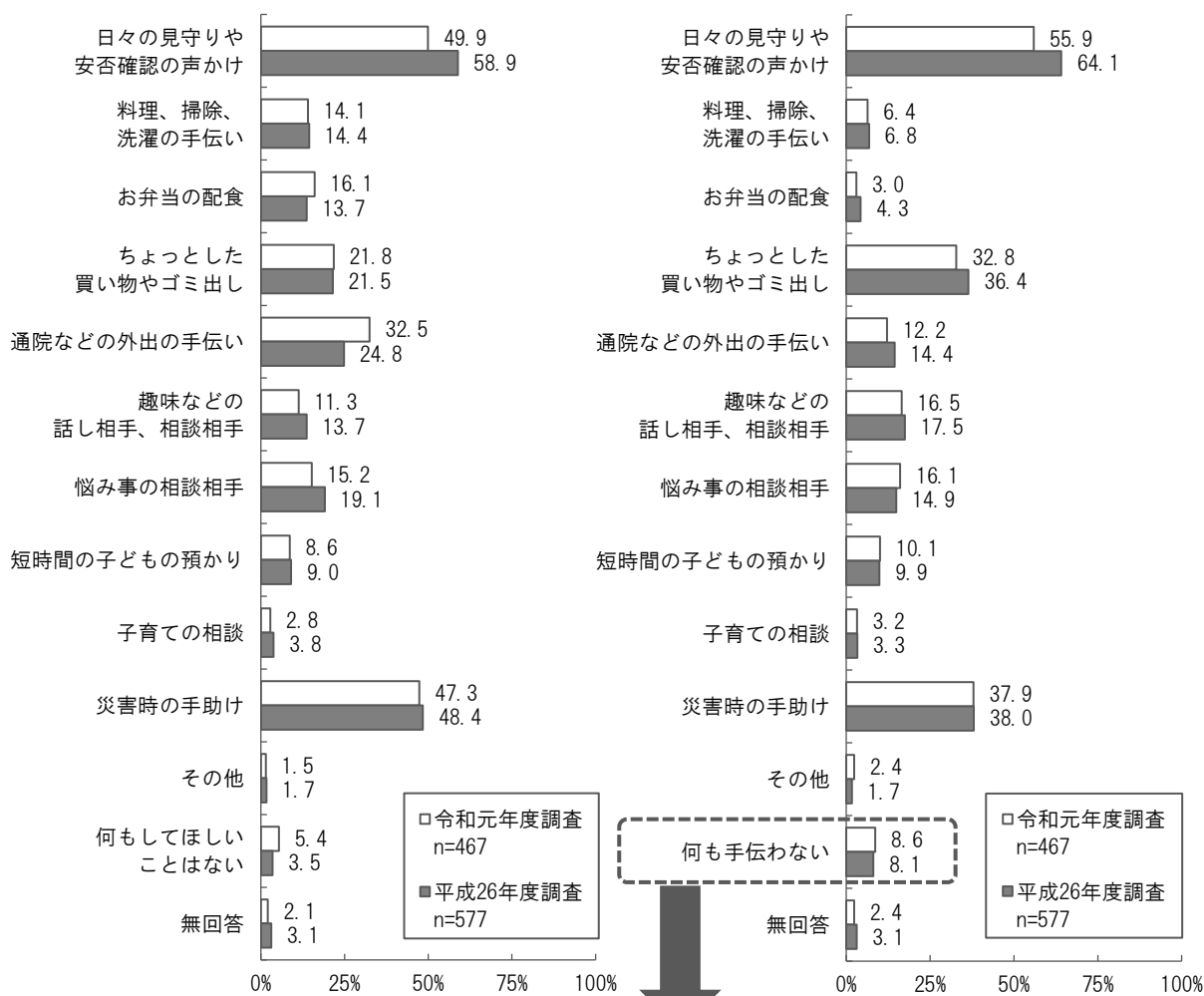
○平成26年度調査と比較すると、「通院などの外出の手伝い」の割合が上昇し、「日々の見守りや安否確認の声かけ」の割合が低下しています。

○自分が地域にできると思う手助けをみると、「日々の見守りや安否確認の声かけ」の割合が55.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が37.9%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が32.8%となっています。

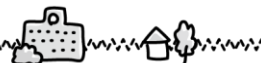
○平成26年度調査と比較すると、「日々の見守りや安否確認の声かけ」の割合が低下しています。

■ 地域に望む手助け【問16】
(3つまで回答)

■ 自分が地域にできると思う手助け【問17】
(3つまで回答)



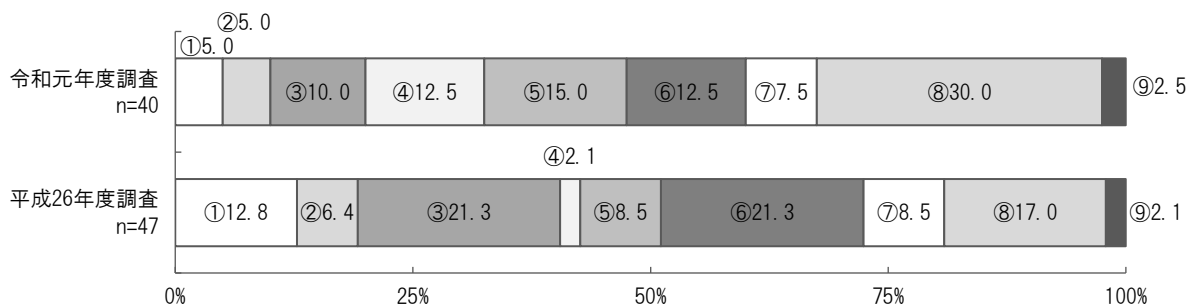
問17-1へ



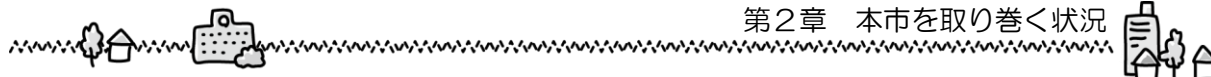
○何も手伝わない理由としては、「地域との関わりが薄いから」の割合が 15.0%と最も高く、次いで「お節介と思われるから」、「手伝うということが、何をすればよいのかわからないから」の割合が各 12.5%となっています。また、「その他」には「高齢のため」という意見が多くみられました。

■ 何も手伝わない理由【問 17-1】

【問 17 で「12. 何も手伝わない」と回答した方のみ回答】



- ①その家庭の問題であるから、家族や親戚で解決すればよいと思うから
- ②福祉サービスを利用すればよく、特に自分が手伝う必要はないと思うから
- ③手伝いたいと思うが、どの程度まで手伝えればよいのかわからないから
- ④お節介と思われるから
- ⑤地域との関わりが薄いから
- ⑥手伝うということが、何をすればよいのかわからないから
- ⑦行政（市役所など）が助ければよいと思うから
- ⑧その他
- ⑨無回答

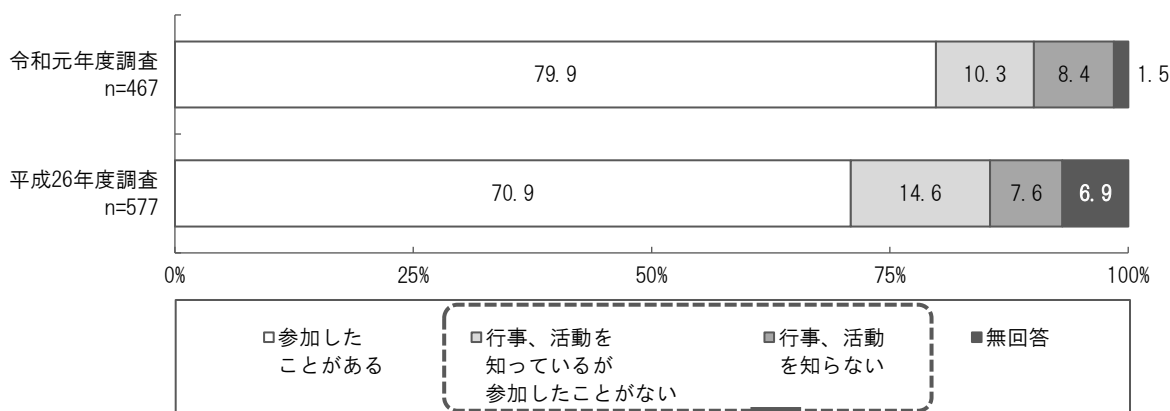


③ 行政区のことについて

○行政区の行事、地域活動への参加経験をみると、「参加したことがある」の割合が79.9%と最も高く、次いで「行事、活動を知っているが参加したことがない」の割合が10.3%となっています。

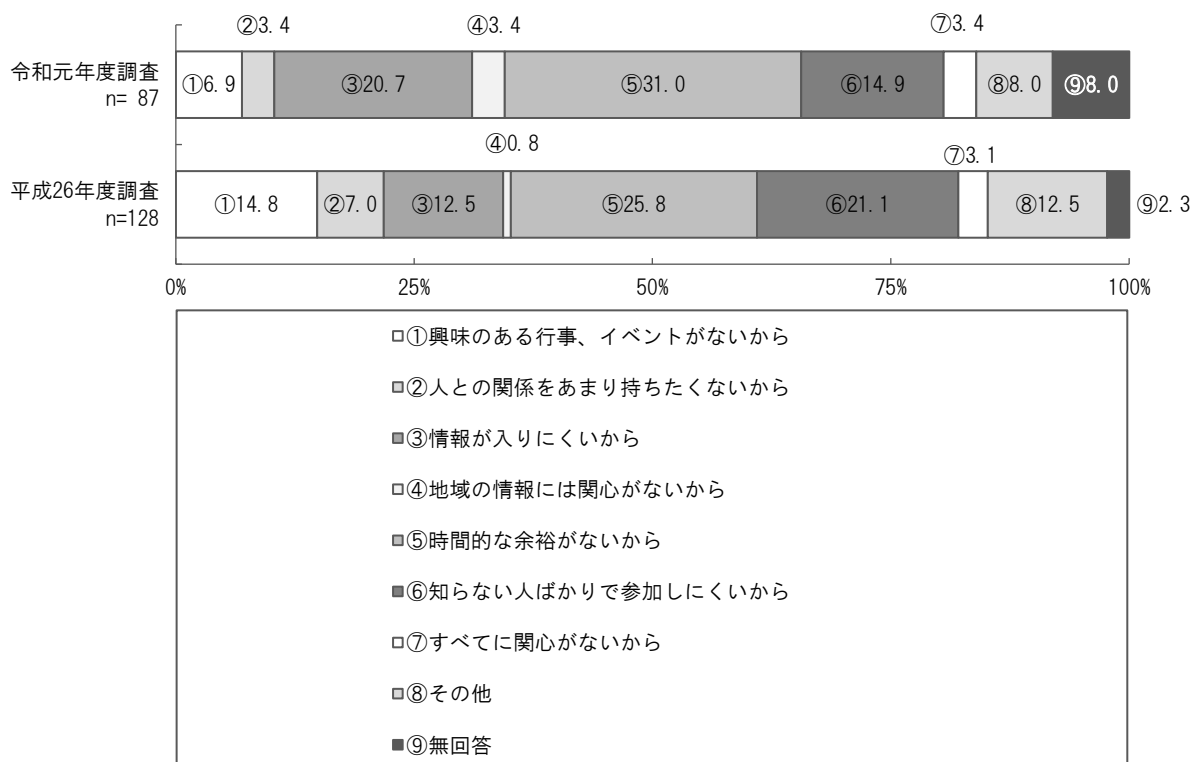
○参加しない理由をみると、「時間的な余裕がないから」の割合が31.0%と最も高く、次いで「情報が入りにくいから」の割合が20.7%、「知らない人ばかりで参加しにくいから」の割合が14.9%となっています。

■ 行政区の行事、地域活動への参加経験【問18】



■ 参加しない理由【問18-3】

【問18で「2. 行事、活動を知っているが参加したことがない」「3. 行事、活動を知らない」と回答した方のみ回答】



- ①興味のある行事、イベントがないから
- ②人との関係をあまり持ちたくないから
- ③情報が入りにくいから
- ④地域の情報には関心がないから
- ⑤時間的な余裕がないから
- ⑥知らない人ばかりで参加しにくいから
- ⑦すべてに関心がないから
- ⑧その他
- ⑨無回答

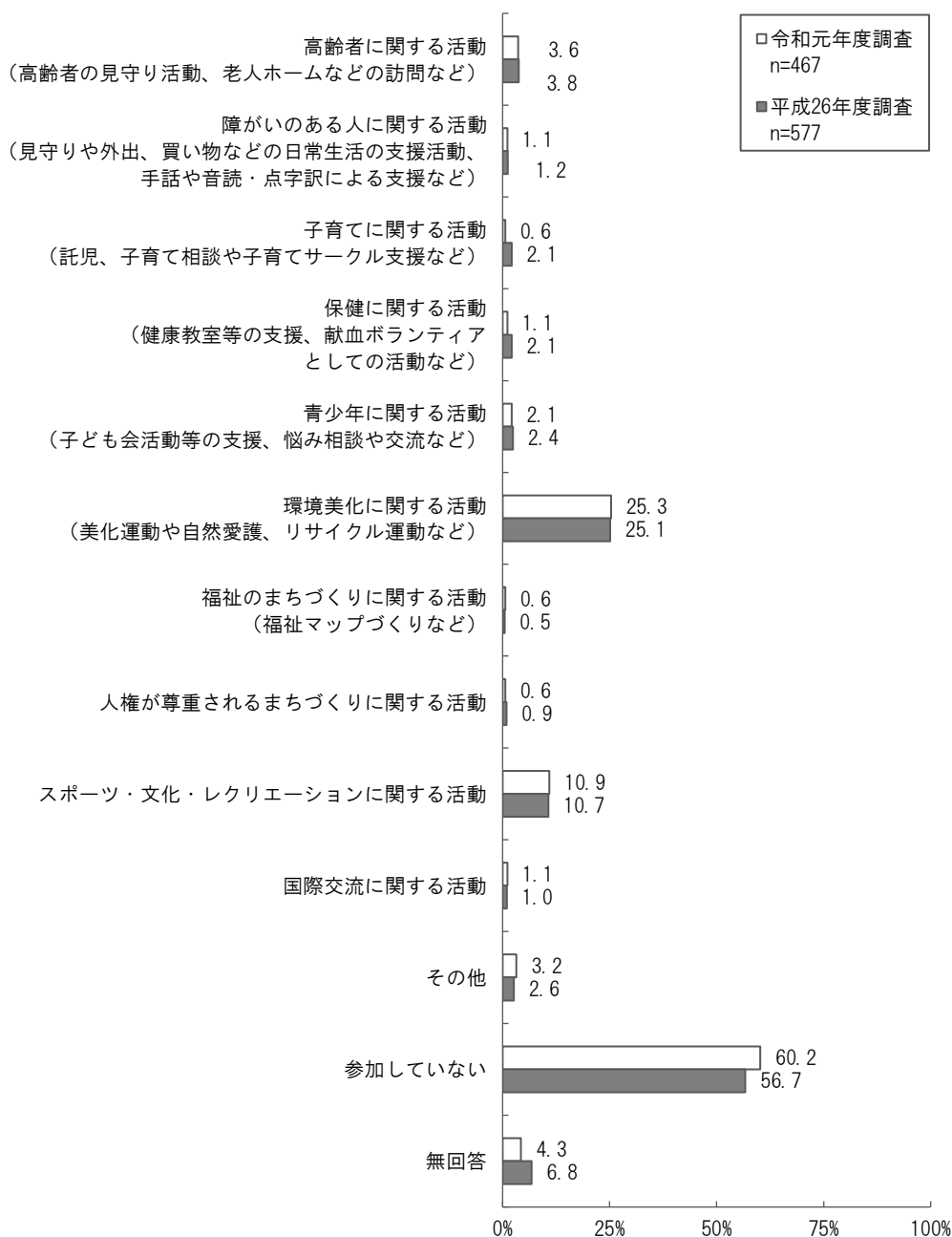


④ 公益活動への参加について

○公益活動への参加状況をみると、「参加していない」の割合が 60.2%と最も高く、次いで「環境美化に関する活動（美化運動や自然愛護、リサイクル運動など）」の割合が 25.3%、「スポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」の割合が 10.9%となっています。

○平成 26 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■ 公益活動への参加状況【問 19】

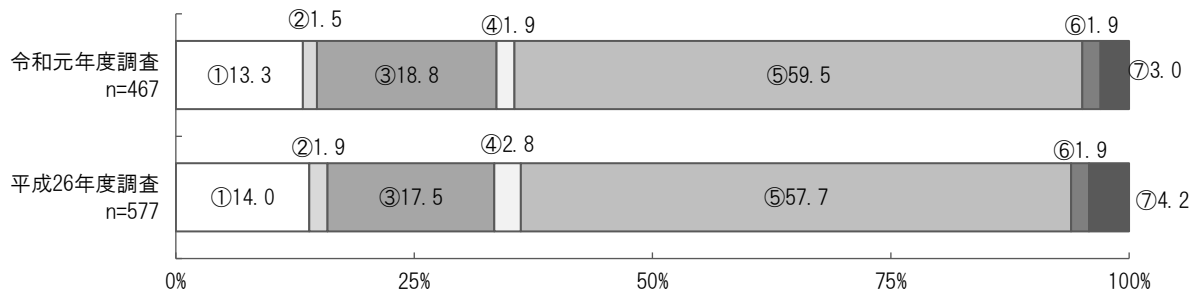




⑤ 「福祉」に関する考えについて

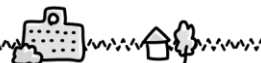
- 「福祉に関する課題については、行政と地域住民がともに協力し合って取り組むべきものだと思う」の割合が59.5%と最も高く、次いで「福祉は国や地方自治体の責任で行うべきであると思う」の割合が18.8%、「福祉とは、恵まれた人が困っている人に対して慈善的に手を差し伸べることだと思う」の割合が13.3%となっています。
- 平成26年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■ 「福祉」の取組に対する考え方【問24】



- ①福祉とは、恵まれた人が困っている人に対して慈善的に手を差し伸べることだと思う
- ②福祉を必要とする人は、自分でもっと努力すべきであり、援助の必要はないと思う
- ③福祉は国や地方自治体の責任で行うべきであると思う
- ④昔から親・兄弟がお互いに支え合うという考え方があるのだから、親類縁者が面倒をみればよいと思う
- ⑤福祉に関する課題については、行政と地域住民がともに協力し合って取り組むべきものだと思う
- ⑥その他
- ⑦無回答



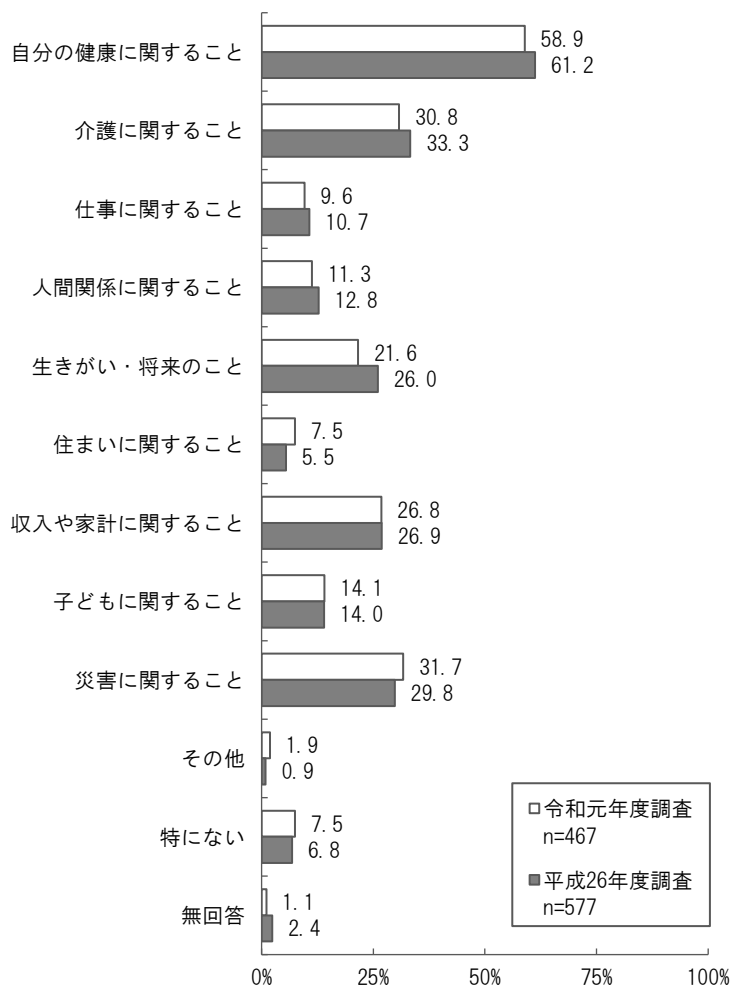


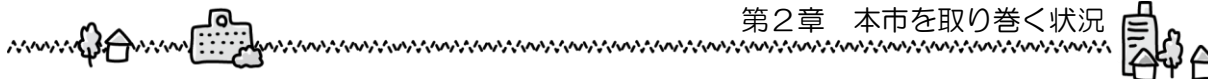
⑥ 相談に関することについて

○毎日の暮らしの中で感じる不安をみると、「自分の健康に関すること」の割合が58.9%と最も高く、次いで「災害に関すること」の割合が31.7%、「介護に関すること」の割合が30.8%となっています。

○平成26年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■ 毎日の暮らしの中で感じる不安【問25】（3つまで回答）

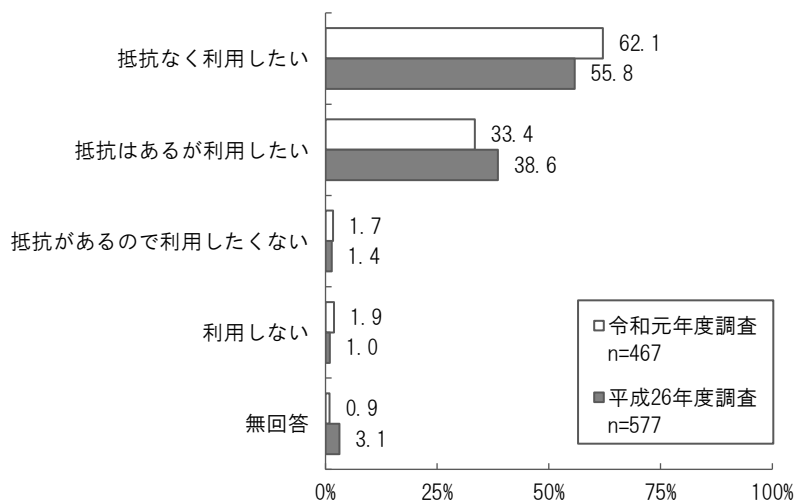




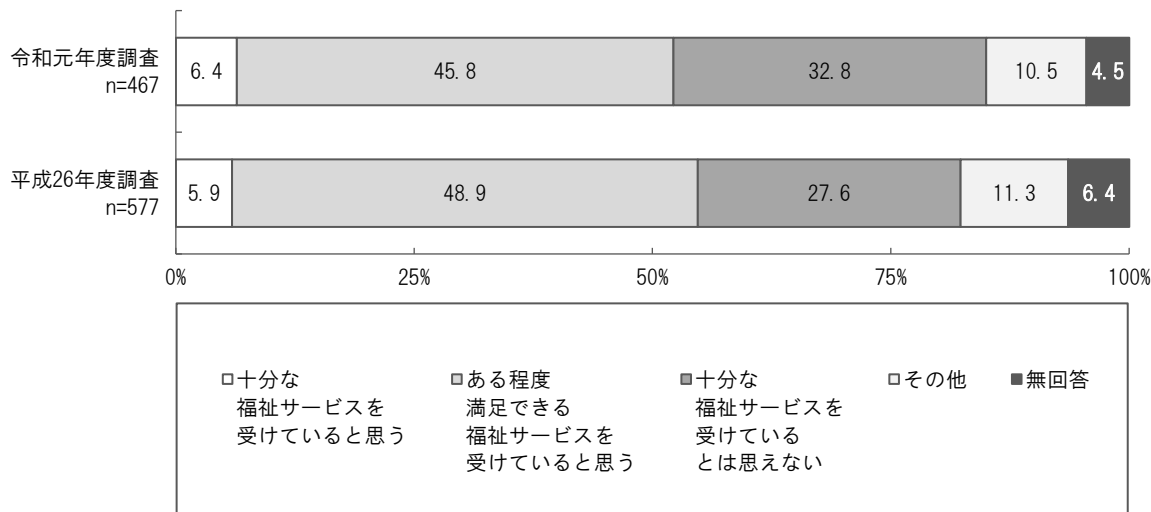
⑦ 福祉サービスに対する意識について

- 福祉サービスが必要になった際にサービスを利用するかをみると、「抵抗なく利用したい」の割合が62.1%と最も高く、次いで「抵抗はあるが利用したい」の割合が33.4%となっています。
- 平成26年度調査と比較すると、「抵抗なく利用したい」の割合が上昇し、「抵抗はあるが利用したい」の割合が低下しています。
- 援助を必要としている人が十分な福祉サービスを受けていると思うかをみると、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」の割合が45.8%と最も高く、次いで「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」の割合が32.8%となっています。
- 平成26年度調査と比較すると「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」の割合が上昇しています。

■ 福祉サービスが必要になった際にサービスを利用するか【問27】



■ 援助を必要としている人が十分な福祉サービスを受けていると思うか【問28】



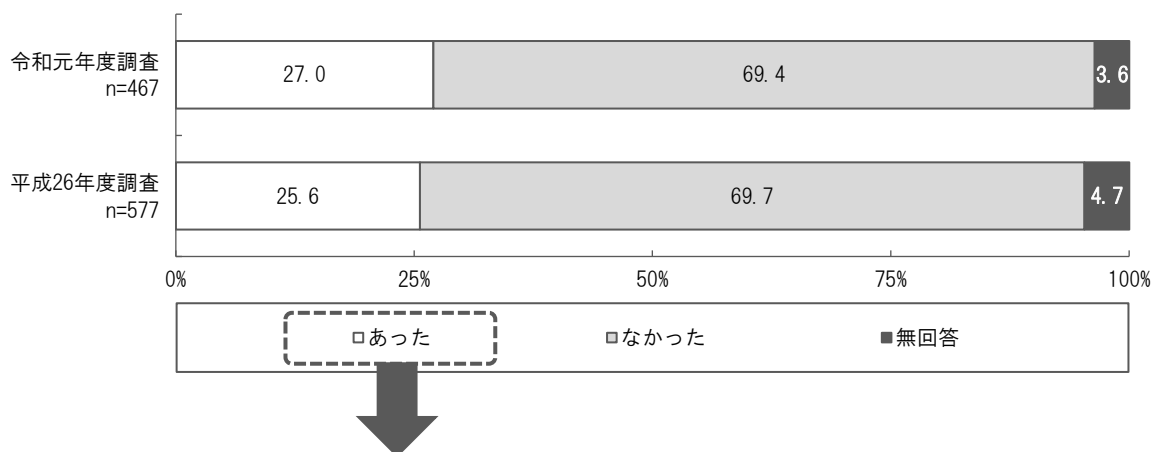


○市の福祉情報を必要としたことがあったかをみると、「あった」の割合が 27.0%、「なかった」の割合が 69.4%となっています。

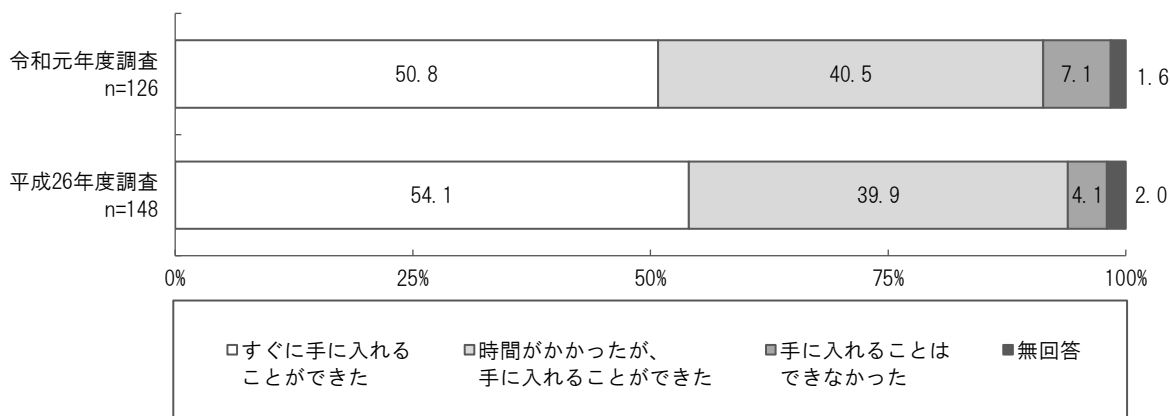
○平成 26 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

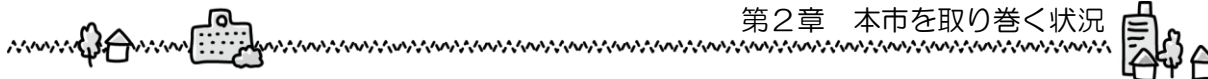
○市の福祉情報を必要としたときに、情報をすぐに入手できたかをみると、「すぐに手に入れることができた」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「時間がかかったが、手に入れることができた」の割合が 40.5%となっています。

■ 市の福祉情報を必要としたことがあったか【問 31】



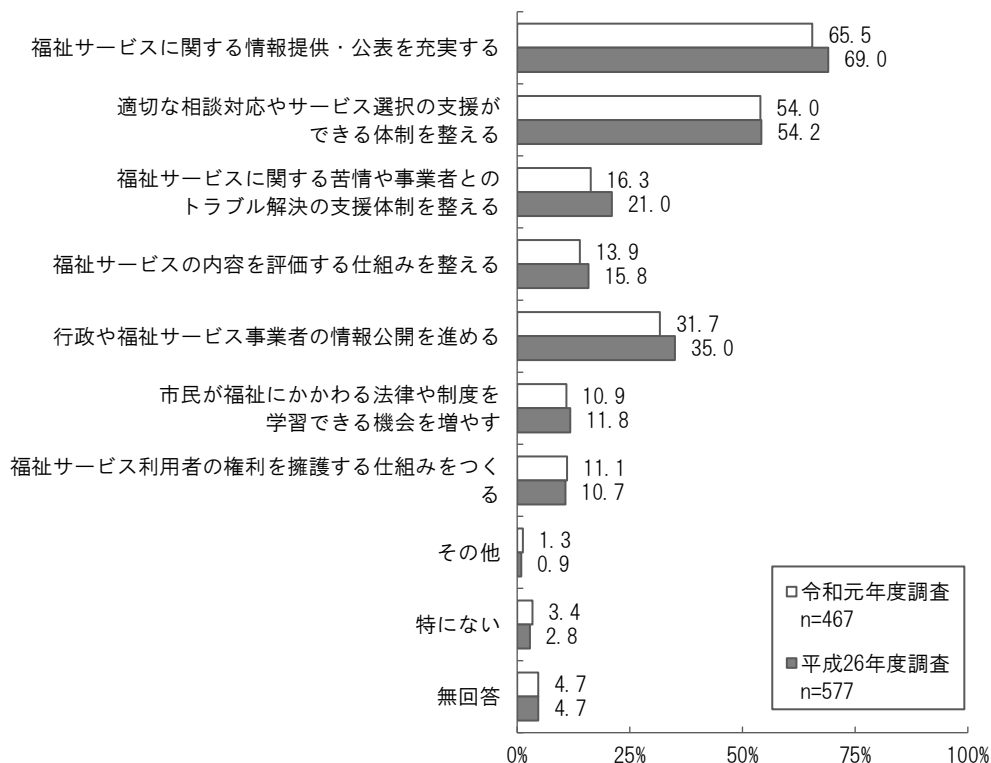
■ 情報をすぐに入手できたか【問 31-1】





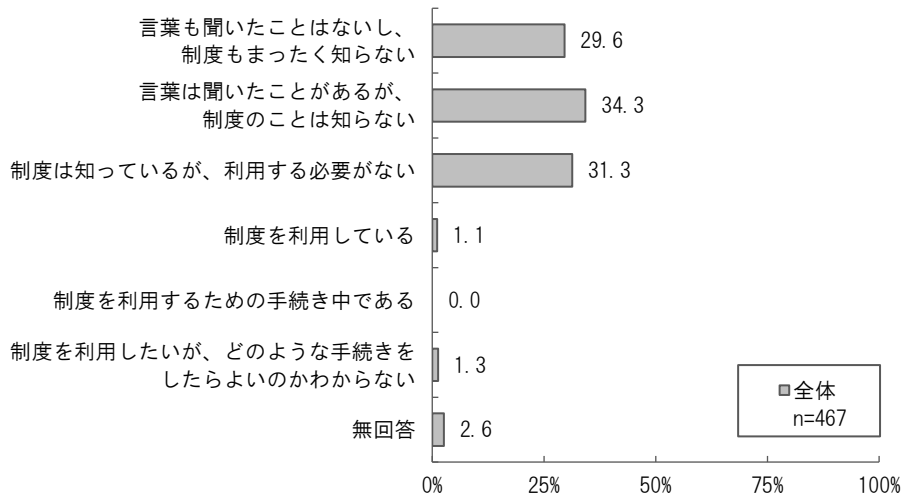
○安心してサービスを利用するために市が取り組む必要のあることをみると、「福祉サービスに関する情報提供・公表を充実する」の割合が65.5%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」の割合が54.0%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開を進める」の割合が31.7%となっています。

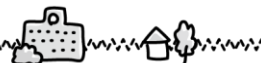
■ 利用者が安心してサービスを利用するために市が取り組む必要のあること【問32】



○「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が31.3%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が29.6%となっています。

■ 成年後見制度の周知度【問33】



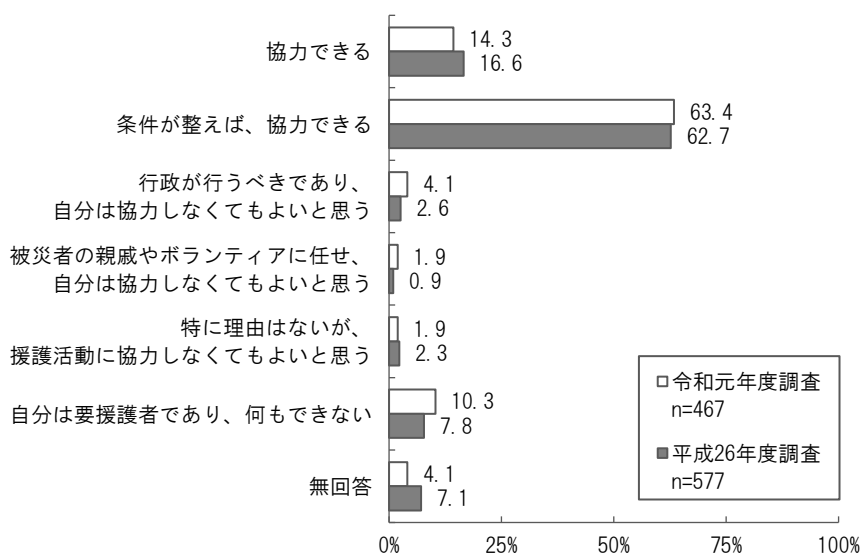


⑧ 防災・災害対策に関して

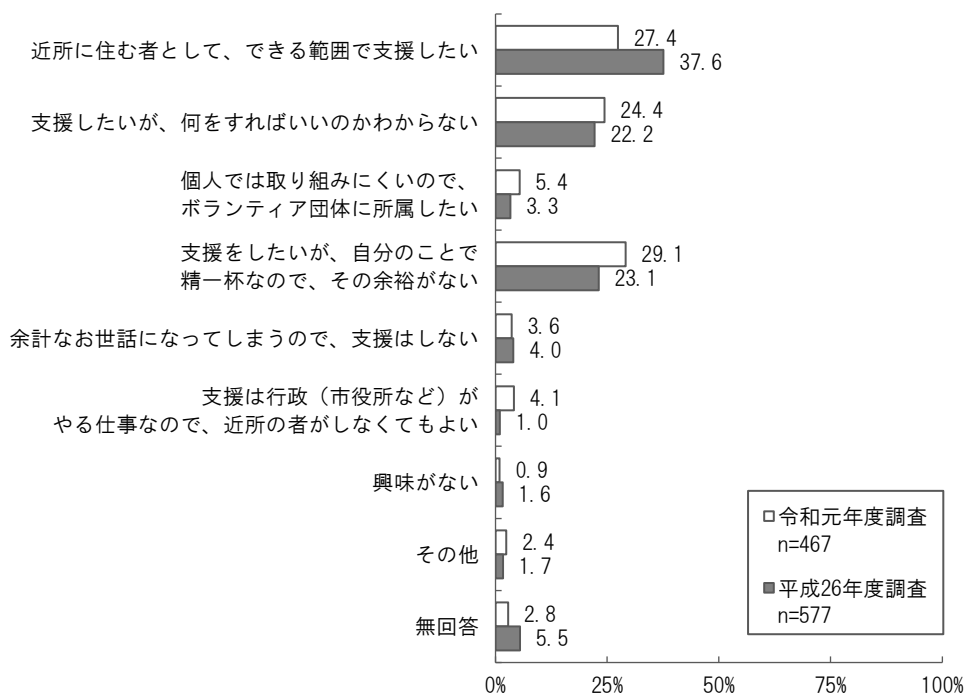
○避難行動要支援者を避難させる活動への協力意向をみると、「条件が整えば、協力できる」の割合が63.4%と最も高く、次いで「協力できる」の割合が14.3%、「自分は要援護者であり、何もできない」の割合が10.3%となっています。

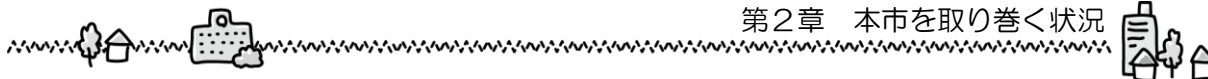
○日常生活の中で要介護者に対する支援の考え方をみると、「支援をしたいが、自分のことで精一杯なので、その余裕がない」の割合が29.1%と最も高く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が27.4%、「支援したいが、何をすればいいのかわからない」の割合が24.4%となっています。

■ 避難行動要支援者を避難させる活動への協力意向【問 34】



■ 日常生活の中で要介護者に対する支援の考え方【問 35】





⑨ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

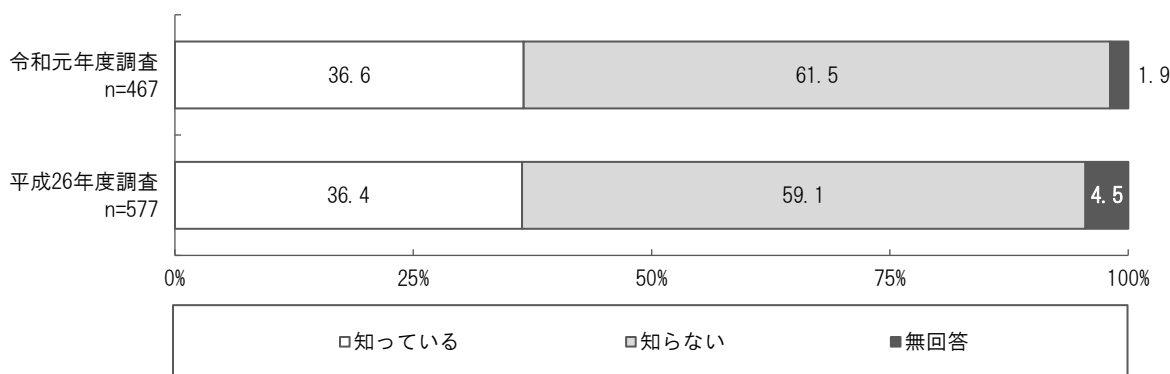
○地区の民生委員・児童委員の認知度をみると、「知っている」の割合が36.6%、「知らない」の割合が61.5%となっています。

○平成26年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

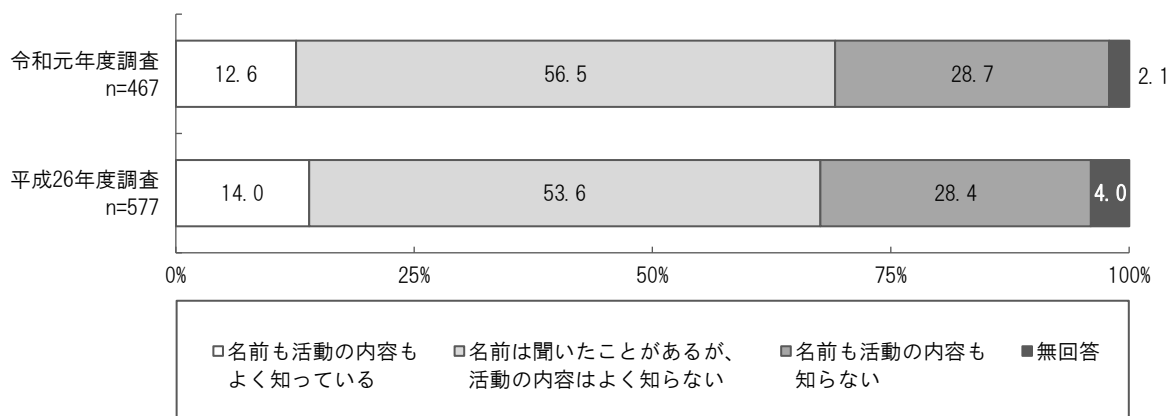
○みよし市社会福祉協議会の認知度をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」の割合が56.5%と最も高く、次いで「名前も活動の内容も知らない」の割合が28.7%、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合が12.6%となっています。

○平成26年度調査と比較すると、大きな変化はみられません

■ 地区の民生委員・児童委員の認知度【問36】



■ みよし市社会福祉協議会の認知度【問38】



3 第3期地域福祉計画目標の評価

第3期計画では、平成26年度に実施したアンケート調査結果から、計画推進の達成の目安とするために基本方針ごとに成果指標と目標数値を設定し、施策を推進してきました。

ここでは、基本方針ごとの数値目標の達成状況を確認し、評価していきます。

基本方針1 住民みんなで共に助け合い、支え合う地域づくりの充実

●●●住民の福祉意識の高揚●●●

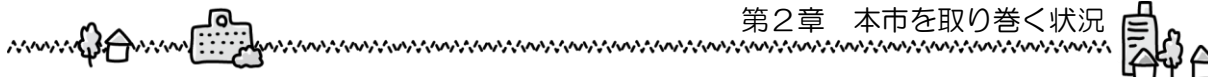
基本方針1では、地域と行政とが協働しながら、より良い地域づくり、地域の活動が行えるよう、市民への地域福祉意識の醸成とともに、福祉教育の推進を図ってきました。また、支え合う地域づくりをめざし、地域住民の世代を超えた交流活動の場や支え活動の場の提供に努めてきました。

取組としては、子どもから大人まで様々な世代を対象に、人権に関する講座やボランティア活動への意識啓発の講座、地域住民の交流を踏まえた学習会などを開催しました。

一方で、こうした講座や交流の場への参加者や会員数の減少が課題となっています。令和元年度アンケート調査結果においても、何らかの公益活動に参加をしている住民が34.5%と、平成26年度より低くなり、目標数値に達しませんでした。

今後、活動を活性化していくためには、事業や活動について地域住民に広く周知するとともに、事業や活動などの内容を見直すなど質的向上をめざす必要があります。

成果指標	平成26年度数値	目標数値	令和元年度数値
公益活動への参加をしている人の割合	36.5%	50.0%	34.5%



基本方針2 地域で安心して利用できる福祉サービスの充実

●●●サービスを利用しやすい体制づくり●●●

基本方針2では、地域住民が必要なときに必要なサービス、支援を受けることができるよう、地域住民の多様化する福祉ニーズを把握し、利用しやすいサービスの提供体制を構築してきました。また、相談体制の整備では、関連機関との連携を強化し、相談内容について適切かつ迅速な対応に努めてきました。

取組としては、ホームページや提言箱、アンケート調査などから地域住民の意見を聴取し、福祉ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じてサービス提供事業所の整備やサービスに関するガイドブックやホームページなどを活用した情報発信などを実施してきました。

令和元年度アンケート調査結果においても、福祉サービスが必要になったときの利用についての意識の割合で『抵抗なく利用』『抵抗はあるが利用していきたい』を合わせた「利用したい」が95.5%と、平成26年度より高くなり、目標数値に達しました。一方、相談件数の増加、相談内容の複雑化やニーズの多様化などから、相談を受ける職員などのより一層の資質の向上が課題となっています。

また、複合化・複雑化する地域住民の課題に対する相談に対して、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を検討するとともに、相談から適切な支援へとつなげられるよう、専門職の役割・機能を整理した上で、相談を受ける職員などの資質の向上を図る必要があります。

成果指標	平成26年度数値	目標数値	令和元年度数値
福祉サービスが必要になったときの利用についての意識割合	94.4%	95.0%	95.5%

基本方針3 安全に安心して暮らせる環境づくりの充実

●●●誰もが安心して暮らすことができる地域づくり●●●

基本方針3では、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが安心して暮らしていただける地域づくりをめざして、住民同士が個性を尊重し合い、思いやりを持って暮らすことができるような環境整備を進めてきました。

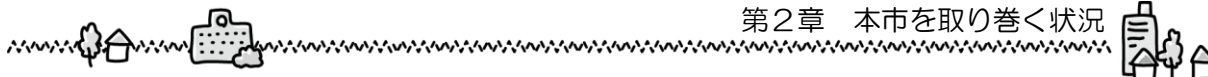
取組としては、地域住民の健康づくりや生きがいづくりを目的とした、年齢層に合わせた健康に関する講座や相談会の開催、生涯学習やスポーツ活動の支援を行いました。また、誰もが快適な生活を送れるよう、子育て世帯、高齢者、障がいのある方、就労を希望されている方、生活困窮者など、それぞれの状況やニーズを把握した上で、個々に応じたきめ細かなサービスや支援の提供に努めました。

さらに、近年の災害発生状況から、引き続き要配慮者の情報把握を行い、地域における自主防災組織の育成や支援を行い、地域住民全体の災害対策への意識向上と災害時の体制整備に努めてきました。

一方、事業や活動の周知方法や内容などが地域住民のニーズの変化に追いついていないことが課題となっています。また、生活困窮者の相談件数は増加傾向にあり体制整備の充実が求められています。令和元年度アンケート調査結果からもわかるように、毎日の暮らしで不安に感じている人の割合は91.4%と、平成26年度より高くなっており、今後も相談件数が増加していくこと予想されます。地域住民等と連携し、サービスを必要とする方を積極的に把握し、支援につなげていく必要があります。

地域住民の福祉サービス利用への期待が高まる中で、地域住民のニーズの変化を敏感に捉え、適宜事業や活動、サービス内容の見直しを検討し、さらなる充実を図っていく必要があります。また、多様化するニーズや課題を地域住民同士が互いに把握し、助け合うことで安心した暮らしができるよう働きかけていく必要があります。

成果指標	平成26年度数値	目標数値	令和元年度数値
毎日の暮らしで不安に感じている人の割合	90.8%	85.0%	91.4%



基本方針4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの充実

●●●協働による福祉体制の整備●●●

基本方針4では、地域住民、ボランティア、組織・団体、福祉事業者、企業など地域を構成する様々な主体による地域活動や助け合い・支え合い活動を推進してきました。

取組としては、地域の住民同士の支え合いを推進するため、ボランティア体験やボランティア養成講座を開催し、地域の担い手の育成に努めてきました。また、高齢者や障がいのある方、子育て世帯など対象ごとのネットワークづくりと関係機関・団体等との連携を強化し、活動や支援の充実を図ってきました。

一方、助けの声に対して、ボランティア活動の参加者や会員などが不足していることが課題となっています。令和元年度のアンケート調査においても、福祉に関する課題については、地域住民が行政とともに協力しあって取り組むべきものだと思うと考えている割合が59.5%と、平成26年度より高くなりましたが、目標数値に達しませんでした。

地域住民の参加・協働により「地域福祉を推進していく」という意識の醸成を図るとともに、協働の中核を担う専門機関・専門職など様々な主体の幅広い参加と多職種連携を強化し、地域住民と共に包括的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

成果指標	平成26年度数値	目標数値	令和元年度数値
「福祉」の取組に対する考え方で「住民と行政が協働で取り組むべきもの」と回答した人の割合	57.7%	65.0%	59.5%



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域にある様々な問題や課題を、地域住民等が地域社会の一員として、それぞれの役割を理解し、ともに考え、行動し、支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組む考え方です。

第3期計画までは、「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本目標として、地域住民一人ひとりが個人として尊重され、自立して、豊かで安心して暮らせる地域社会の形成をめざし、地域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、「協働」のもとに地域福祉を推進してきました。

一方、その間もわが国の少子高齢化や家族構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度の狭間の問題や、複合的な課題を抱える世帯の問題が増えており、既存の制度では解決が難しい状況がみられます。本市においては、福祉サービスへの期待が高まる中、相談件数も増加し、気軽に助けを求めることができる環境づくりを進めていますが、今後は地域住民の複雑多様化するニーズに対応するための、地域住民を含めた様々な主体の参加・協働による包括的な支援体制の構築が求められています。

このことから、本計画においては、第1期計画から掲げられている基本目標の趣旨を継承しつつ、人々の暮らしや社会構造の変化を捉えながら計画を推進していく観点から、基本理念を「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」と掲げ、地域住民同士が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域を共に創る「地域共生社会」の実現をめざします。

基本理念

**地域住民が互いに思いやり、支え合い、
誰もが安心していきいきと暮らせる
共生のまちづくり**



2 基本目標

本計画の基本理念を改めたことにともない、第3期計画の基本方針の趣旨を継承しつつ、より一層の施策の充実を図るため、基本指針は基本目標と改め、新たな基本目標を4つ掲げました。

基本目標1 地域住民等が共に助け合い、支え合う環境（関係）づくり

◎◎◎地域住民の福祉意識の高揚◎◎◎

地域福祉を推進する上では、地域住民一人ひとりが、お互いに人権を尊重して、助け合いの意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていく必要があります。また、地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる環境をつくるためには、地域住民等が地域のことを知り、地域の課題を自らの課題として捉え、その解決に向けて働きかけ、支え合う関係をつくることが重要です。

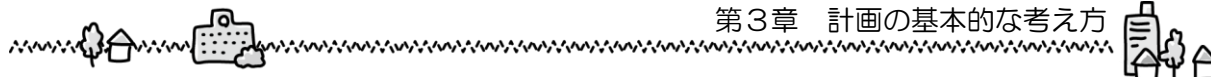
子どもから高齢者まで、障がいの有無や性別、国籍に関わらず、地域が一体となって助け合い、支え合っていけるよう、地域住民等が地域福祉に対する意識を高め、それぞれが地域福祉の担い手であることを自覚するとともに、地域の課題解決に向けた活動ができるよう、地域住民等の交流機会の提供や交流のための活動を促進します。

基本目標2 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり

◎◎◎地域福祉ネットワークの強化◎◎◎

地域住民の中には、福祉サービスを利用したくても、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができないなど、様々な状況に置かれた人がいます。このような地域住民の多種多様化する生活状況に対応するため、各福祉分野の相談支援体制の充実を図るとともに、地域の実情に応じた福祉サービスの提供体制や居場所を整備し、誰もが必要な支援を受けられる体制づくりに努めます。

その上で、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民等が協働して、身近なところで気軽に相談できる環境を整備し、必要に応じて専門機関につなぐことのできるネットワークづくりを促進します。



基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり

◎◎◎多様な主体の参加促進◎◎◎

地域福祉の推進には、その活動の担い手となる人材が不可欠です。そのため、地域住民だけでなく、福祉事業者や福祉活動を行う者も地域について関心を持ち、地域の活動や課題に対して主体的に関わっていくことができるよう、地域福祉について学ぶ機会を設けるなど地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。

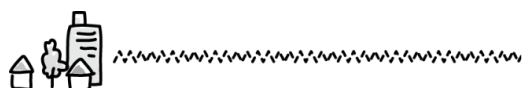
また、高齢化や社会情勢の変化から支援が必要な人の増加が見込まれますが、専門人材の不足により、支援が行き届かない事態も懸念されます。地域生活課題が複雑化している中でそれぞれが専門性を高める必要もあり、福祉事業者との連携を強化しながら、専門人材の確保・育成に取り組みます。

基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

◎◎◎地域共生社会の基盤整備◎◎◎

地域住民が暮らししていく上での課題は複合化・複雑化し、単一の制度・分野のみでは解決が困難なケースが増加しています。また、地域のつながりが希薄化する中で、生活上の課題を誰にも相談できず、深刻化するケースも増えています。そのようなケースに対応するため、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関の協働により支援する体制（重層的支援体制）を構築、整備します。

その上で、地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。



3 計画の体系

《基本理念》

地域住民が互いに思いやり、
支え合い、
誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

《基本目標》

基本目標 1

地域住民等が共に助け合い、
支え合う環境（関係）づくり
～地域住民の福祉意識の高揚～

基本目標 2

誰もが必要な福祉サービス
利用できる体制づくり
～地域福祉ネットワークの強化～

基本目標 3

地域福祉の活動に積極的に
関わる担い手づくり
～多様な主体の参加促進～

基本目標 4

地域福祉の推進に向けた
仕組みづくり
～地域共生社会の基盤整備～

《施策の方向性》

- 1 地域福祉に対する意識の醸成
- 2 地域住民等の交流・支え合い活動の推進
- 3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進
- 4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人等の活動促進

- 1 各分野における相談支援体制の整備
- 2 地域における福祉ネットワークの形成
- 3 誰もが働きやすい就業環境の整備
- 4 生活困窮者への支援
- 5 ひきこもりに対する支援

- 1 福祉教育の推進
- 2 地域福祉を担う人材の確保・育成
- 3 専門人材の確保・育成
- 4 福祉事業所の体制強化
- 5 生涯学習の推進

- 1 包括的な相談支援体制の整備
- 2 多機関協働の促進
- 3 地域における活動場所の提供
- 4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実
- 5 再犯防止に向けた取組





4 地域福祉に関わる様々な主体

地域住民同士が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域を共につくる「地域共生社会」の実現をめざしていくためには、地域の多様な主体がそれぞれの役割を認識し、地域福祉に携わっていくことが重要となります。

本計画では、地域福祉に関わる多様な主体を「地域住民」「福祉事業者（専門職）」「福祉活動を行う者」「行政」の4つの分類にしています。



■ 地域住民の福祉活動参加への動機付けプロセス

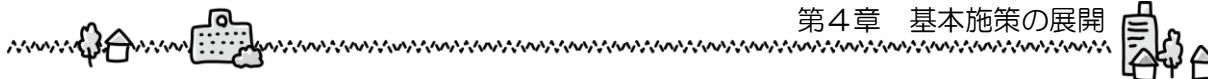




第4章

基本施策の展開





第4章 基本施策の展開

基本目標 1

地域住民等が共に助け合い、支え合う環境（関係）づくり

◎◎◎地域住民の福祉意識の高揚◎◎◎

3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に

関連する SDGs の国際目標

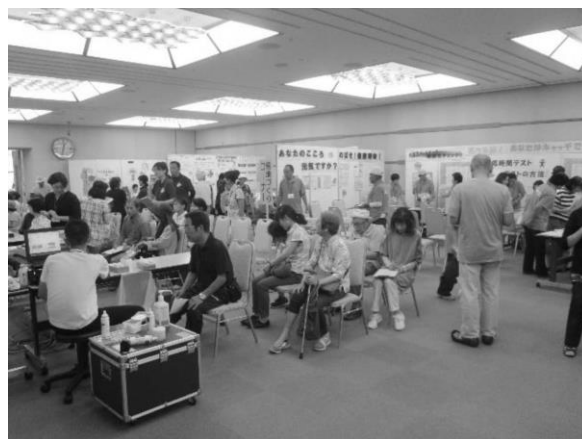
施策 1 地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、地域のつながりを強めていくことが重要です。そのためにも、地域住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、互いに思いやり、支え合うことのできる地域社会を形成していくとともに、自分の暮らす地域に対する理解や関心を深め、地域の課題を「我が事」と捉え、それを共に解決していく担い手であることを自覚してもらえよう働きかける必要があります。

そこで、地域福祉に関する様々な学習の機会を提供するとともに、地域活動に対する意識啓発に努め、地域住民の福祉への意識の向上を図ります。

【具体的な取組】地域住民の交流機会の充実

指標名	内容	現状値	目標値
地域福祉に関する学習機会の提供	イベント等を通じてボランティア活動等を啓発し、福祉への意識の向上を図ります。	1回	向上



総合福祉フェスタ



施策2 地域住民等の交流・支え合い活動の推進



地域において、世代間交流を通じた活動が行われるなど、地域活動への関心は高まっている一方で、近所付き合いの希薄化など、地域間交流の減少が課題となっています。地域住民同士の支え合いができる地域をめざしていくためには、日頃から地域でつながりを持つことが重要であるため、人と人とのつながりが持てる新しいコミュニケーションが必要です。

そこで、世代や障がいの有無を超えた交流機会を設けるとともに、同じ目的や立場の人が集い、話し合うことのできる場と機会を提供することで、地域住民の交流を促進し、地域のつながりを構築します。

また、地域において支え合い活動を促進していくためには、地域のことを一番理解している地域住民が「支え手」と「受け手」という関係を超えて、それぞれの役割を果たし、力を合わせて地域の活動を活性化していく必要があります。

そのため、各地域における組織などに地域住民が積極的に参加し、活動がより活発なものとなる仕組みづくりに対し、支援していきます。また、地域福祉活動に関する地域住民の意見を取り入れ、地域での支え合い活動を促進します。

【具体的な取組】市民団体などによる自主的な課題解決への支援

指標名	内容	現状値	目標値
がんばる地域応援補助金の活用	まちづくりに取り組む新規の公益活動を支援します。	7 団体	向上
地域文化活動等推進事業補助金の活用	文化活動、生涯学習を推進する団体を支援します。	20 団体	向上



市民ワークショップ



防災訓練の様子



施策3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進



地域において、自主防災組織の結成や子どもの見守りなど、防災・防犯活動が展開されています。安全・安心に暮らせる地域づくりのために共助の活動を広げていくとともに、地域住民の防災・防犯意識を高め、備えておくことが重要です。

そこで、日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時等に支援できる体制を築いていくとともに、関係機関と連携し、地域住民の防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災・防犯組織の充実を図ります。さらに、地域や福祉施設等との連携による支援体制の構築を図ります。

【具体的な取組】災害時の対応連携強化

指標名	内容	現状値	目標値
福祉避難所の指定か所数	市内の福祉事業所等を福祉避難所に指定します。	4か所	向上
避難行動要支援者の個別計画作成率	災害時に配慮が必要な人の個別計画作成を促進します。	22%	向上
【新規】 防災訓練の実施	市と福祉施設、福祉団体などで防災訓練を共同実施します。	—	実施

施策4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人の活動促進



地域福祉の推進にあたっては、既存のボランティアやNPO、企業や社会福祉法人への情報提供や活動への促進・支援とともに、地域住民が気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりが必要です。

そこで、市民活動センターやボランティアセンター（社会福祉協議会）に対して、ボランティアやNPOの情報発信や利用者とのコーディネートなどを依頼します。また、企業や市内の社会福祉法人とも連携し、講習会を開催したり、交流の場を設けるなど、ボランティアに参加したい人とボランティアを受けたい人の調整を図ります。

【具体的な取組】ボランティア活動の促進

指標名	内容	現状値	目標値
市民活動センター登録団体数	市民活動を行う団体の増加に向けて取り組みます。	52団体	向上
ボランティアセンター登録者数	ボランティア登録者の増加に向けて取り組みます。	88団体 3,265人	向上
ボランティア通信の発行回数	ボランティア通信を発行し、活動を啓発します。	4回	向上




【目標数値】

「基本目標1 地域住民等が共に助け合い、支え合う環境（関係）づくり ～地域住民の福祉意識の高揚～」に関する取組を評価していく成果指標として、令和元年度実施の地域福祉計画に関するアンケート調査結果から「住民の公益活動への参加の有無」を設定します。

令和元年度のアンケート調査では、何らかの公益活動に参加をしている住民が35.5%いるのに対して、今後は住民の地域福祉への関心を高める取組を推進することにより、令和8年度には公益活動に参加する住民の割合が45%に近づくように施策を進めていきます。


成果指標	令和元年度数値	目標数値
公益活動への参加をしている人の割合	35.5%	45%


【各主体の主な役割】



地域住民


- ご近所の人をはじめ身近な人とのあいさつや、声を掛け合う関係づくりを進めましょう。
- 様々な地域活動に参加して、地域住民同士の交流を深めましょう。
- ボランティア活動に参加し、仲間を増やしましょう。
- 地域の支援者として、身近に住む避難行動要支援者を支援しましょう。
- 地域の課題について考えてみましょう。





福祉事業者

- 活動内容の広報、啓発を行いましょう。
- 地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを推進しましょう。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを構築しましょう。
- 地域住民が地域福祉に関心を持てるイベントや活動の機会をつくりましょう。
- 地域の公益的な取組の推進を図りましょう。
- 災害時にサービス利用者の支援をしましょう。





福祉活動を行う者

- 活動内容の広報、啓発を行い、ボランティア・助け合い活動を推進しましょう。
- 地域住民がボランティア活動について学べる機会や、住民同士で交流できる機会をつくりましょう。
- 誰でも参加しやすい活動をめざしましょう。
- 地域の中で豊富な知識・経験を持っている方などに、活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉事業者や企業などと連携した地域活動を企画しましょう。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを構築しましょう。
- 地域住民が地域福祉に関心を持てるイベントや活動の機会をつくりましょう。



行政

- 地域課題の把握に努めます。
- 福祉事業者、福祉活動を行う者などと連携をし、地域住民に地域福祉に関する様々な学習機会を提供します。
- 地域福祉活動に関する地域住民の意見を取り入れながら、地域での支え合い活動を促進します。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、情報共有を深めます。
- 支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時に避難行動要支援者を支援できる体制を構築します。
- 防災訓練を市と自主防災会、福祉団体などで共同実施し、地域住民の防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災組織の充実を図ります。
- ボランティアセンター（社会福祉協議会）や市民活動センターに対して、ボランティアやNPOの情報発信や利用者とのコーディネートなどを依頼します。



基本目標 2

誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり

◎◎◎地域福祉ネットワークの強化◎◎◎



施策 1 各分野における相談支援体制の整備

地域住民が福祉サービスを利用しやすくするためには、地域住民のニーズを的確に把握し、適切な情報を提供することが必要です。そのため、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、相談窓口や福祉サービスについての情報発信を行うなど周知に努めます。

地域住民から寄せられた相談には、関係機関との連携により柔軟、迅速かつ的確に問題が解決できるよう、相談支援体制を整備、充実し、必要な支援につなげていきます。

【具体的な取組】各分野の相談支援窓口の充実

指標名	内容	現状値	目標値
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。	1 か所	向上
子育て総合支援センター総合相談窓口の設置	子育て総合支援センターや子育てふれあい広場での相談体制を充実します。	6 か所	向上
障がい者相談支援専門員の配置	障がい者の相談支援業務を法人に委託し、相談支援専門員を配置します。	6 人	向上
地域包括支援センターの設置	日常生活圏域 ^{※2} ごとに地域包括支援センターを設置します。	3 か所	向上

※2 日常生活圏域とは、市町村が、その住人が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める圏域のこと。



【日常生活圏域と地域包括支援センター】

日常生活圏域	中学校区	地域包括支援センター	
		名称	所在地
おかよし地域	三好丘中学校	おかよし地域 包括支援センター	みよし市三好丘二丁目2番地1 (カリヨンハウス内)
きたよし地域	北中学校	きたよし地域 包括支援センター	みよし市福谷町寺田4番地 (ケアハウス「寿睦苑」内)
なかよし地域	三好中学校	なかよし地域 包括支援センター	みよし市三好町陣取山39番地5 (福祉センター内)
みなよし地域	南中学校	みなよし地域 包括支援センター	みよし市三好町八和田山15番地 (みよし市民病院内)

〔現 状〕



〔今後 (予定)〕






施策2 地域における福祉ネットワークの形成



地域が持つ力と専門的な支援等が協働できるよう、地域住民の参加による福祉のネットワークづくりを促進していくことが必要です。

そこで、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、対象ごとの福祉ネットワークを構築・整備し、社会福祉法人など専門職・専門機関の支援を調整しながら、地域住民同士が地域課題を共有することへの動機付けや関心・意識の向上を図ります。

【具体的な取組】各分野のネットワークの強化

指標名	内容	現状値	目標値
保健対策推進協議会の設置、開催	市民の健康保持増進に関する地域課題の解消に向け、関係者で話し合います。	2回	 継続
障がい者自立支援協議会の設置、開催	障がい者の地域課題の解消に向け、関係者で話し合います。	3回	 継続
地域ケア会議の設置、開催	高齢者の地域課題の解消に向け、関係者で話し合います。	4回	 継続




施策3 誰もが働きやすい就業環境の整備

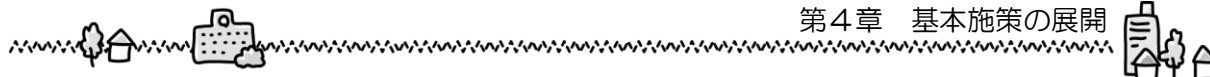


年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが自らの能力や生活形態などに応じた仕事に就き、やりがいと楽しみを感じながら働くことができるような就業環境の整備が必要です。

そこで、関係機関・団体や企業などと連携して、就労意欲のある高齢者や障がいのある人の雇用促進に向けた取組を実施します。また、男女が共に仕事と子育てを両立できるように、雇用環境や保育環境の整備を進めます。

【具体的な取組】各分野の就労支援体制の充実

指標名	内容	現状値	目標値
子育て家庭の就労支援件数	母子・父子自立支援員が相談に対応します。	12件	 向上
障がい者の就労支援件数	障がい者や企業からの相談に対応します。	554件	 向上
高齢者の就業者数、就労支援件数	高齢者の就業の場の確保に努め、支援体制を充実します。	370人	 向上



施策4 生活困窮者への支援

近年の社会経済環境の変化にともない、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的な面での支援だけでなく、就職への意欲喚起や、就労に向けた訓練の場となる中間の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められています。

そこで、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】生活困窮者への支援体制整備

指標名	内容	現状値	目標値
生活困窮者への相談・就労支援件数	くらし・はたらく相談センターで、生活困窮者の相談を受け付けます。	相談 675件	向上
		就労支援 18件	向上
【新規】 子どもの学習・生活支援の整備	子どもの学習・生活支援体制を整備します。	—	整備

施策5 ひきこもりに対する支援

近年、ひきこもり^{※3}の状態にある本人やその家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

ひきこもりの長期化を防ぐためには身近な圏域にあるひきこもりに対する支援機関を普段から地域住民等に広く周知しておく必要があります。また、家庭への訪問を行うアウトリーチ^{※4}型支援をタイミングよく開始し、家族がひきこもりの本人に相談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続的に行うことが求められます。

そのため、ひきこもりについての相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、ひきこもりの状態にある本人または家族からの相談を受け、訪問支援や専門機関への紹介等を行う機能を持つひきこもり施策情報のプラットフォームの構築を検討します。また、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の場を検討し、支援の質の向上を図ります。

※3 ひきこもりとは、「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的に6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」（厚生労働省 令和元年9月20日 「ひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けて」）

※4 アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず、なんらかの理由で自ら支援を求めるのが難しいなど支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

【具体的な取組】 ひきこもり状態にある人や家族の支援体制整備

指標名	内容	現状値	目標値
【新規】 ひきこもり支援体制の整備	ひきこもり状態にある人やその家族の相談窓口や居場所を整備します。	—	整備


【目標数値】

「基本目標2 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり ～地域福祉ネットワークの強化～」に関する取組を評価していく成果指標として、令和元年度実施の地域福祉計画に関するアンケート調査結果から「何らかの援助を必要としている人が、十分な、またはある程度満足できる福祉サービスを受けられていること」を設定します。


令和元年度のアンケート調査では、「十分な福祉サービスを受けていると思う」「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」の割合が52.2%となっています。今後は各分野における相談支援体制を整備し、地域福祉ネットワークの強化を図ることにより、令和8年度には、十分な、またはある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う人の割合が60%に近づくように施策を進めていきます。

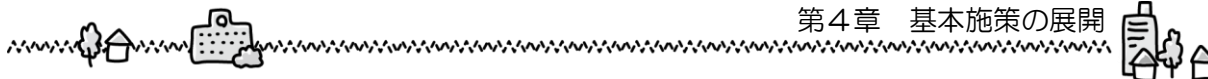
成果指標	令和元年度数値	目標数値
十分な、またはある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う人の割合	52.2%	60%

【各主体の主な役割】


地域住民

- ひとりで悩まず、家族や友人などの身近な人や相談窓口にご相談してみましょう。
- ご近所等で困っている人や世帯、見守りが必要な人を把握し、気にかけるようにしましょう。
- 広報やホームページなどを利用し、福祉サービスについて情報収集しましょう。
- 地域住民同士で解決できない地域の課題（困りごと）を見つけたら、専門機関や相談窓口へつなげましょう。
- 近所に高齢者、障がいのある人がいる世帯や子育て世帯を把握しましょう。
- 地域で同じ悩みや問題を抱えている人や世帯とつながりネットワークをつくりましょう。





福祉事業者

- 個人情報などプライバシーに配慮しながら情報共有に努めましょう。
- 困りごとや心配ごとを抱えている人を見つけたら、福祉の制度やサービスの情報提供を行ったり、相談窓口につなぎましょう。
- 行政や関係機関、団体と連携し、相談支援体制を強化しましょう。
- 積極的に関係機関と連携をとり、ネットワークをつくるとともに、社会資源の開発に取り組み、適切な事業運営をしましょう。
- 行政や関係機関と連携し、相談支援体制やネットワークづくりに協力しましょう。
- 就労が困難な人に、多様な就労の場を紹介しましょう。
- 生活困窮者の就労支援や生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援をしましょう。



福祉活動を行う者

- 地域で生活に困っている人を早期発見・把握するように努め、把握した際には、プライバシー保護や本人の承諾を得るなどに注意し、関係機関につなぎましょう。
- 高齢者や障がい者の団体などで、多様な就労について理解を深めましょう。
- ひきこもりについて理解に努めましょう。



行政

- 関係機関や団体などの地域活動による支援と公的なサービスとが連携した相談支援体制を整備、充実します。
- 各窓口寄せられた相談に、関係機関との連携により柔軟、迅速かつ的確に問題が解決できるようにします。
- 広報やホームページを活用して、相談窓口や福祉サービスの周知に努めます。
- 関係機関・団体や企業などと連携して、就労意欲のある高齢者や障がいのある人の雇用促進に向けた取組を実施します。
- 男女が共に仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境や保育環境の整備を進めます。
- 生活困窮者の就労支援のため、くらし・はたらく相談センターの体制を強化し、取組を推進します。
- 生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援体制を整備します。
- ひきこもりについての相談窓口を設置し、その周知を図ります。
- ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の場の提供を検討します。



基本目標 3

地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり

◎◎◎多様な主体の参加促進◎◎◎

<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>関連する SDGs の国際目標</p>			

施策 1 福祉教育の推進



地域福祉を推進するためには、子どもの頃から福祉教育を行い、その理解を深め、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育てていくことが必要です。

そこで、多様性を認めあいながらも共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。

【具体的な取組】小中学校での福祉教育

指標名	内容	現状値	目標値
福祉実践教室の実施回数	学校で福祉実践教室を実施します。	6回	向上
学校での福祉に関する講座や体験の回数	学校で福祉の講座や体験等を実施します。	12回	向上



福祉実践教室



福祉体験

施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成

地域福祉活動の推進にあたっては、地域住民の参加が不可欠であり、活動を担う人材を育成する中で、活動を継続し、活性化していくことも必要です。

そこで、様々な組織や団体の地域活動を支援するとともに、すべての地域住民が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりやリーダーの育成に努めます。

また、地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、民生児童委員協議会の運営を支援します。

【具体的な取組】地域福祉を担う人材の育成

指標名	内容	現状値	目標値
ヘルスパートナー養成教室修了者数	ヘルスパートナー養成教室を開催します。	56人	向上
ゲートキーパー養成教室受講者数	自殺対策としてゲートキーパー養成教室を開催します。	37人	向上
認知症サポーター養成講座開催数	認知症サポーター養成講座を開催します。	1,745回	向上
民生委員・児童委員に対する研修回数	民生児童委員協議会の研修の企画、開催を支援します。	5回	向上

施策3 専門人材の確保・育成

本市でも、福祉分野における人材不足は課題となっており、人材確保と育成を計画的に行っていく必要があります。国内人材はもちろん、外国人介護人材も含め、人材確保に向けた総合的な取組の推進や、受入体制について検討します。また、専門人材の援助技術等の資質向上を図る研修や、勉強会の開催を支援します。

【具体的な取組】専門人材の確保・育成に向けた支援


指標名	内容	現状値	目標値
介護職員雇用PR支援補助の実施	介護事業所等の職員募集のための広告費等を補助します。	4件	向上
援助技術等、従業者の資質向上のための研修回数	各福祉分野の専門人材を対象とした研修会を開催します。	障がい 8回 高齢 5回	向上

施策4 福祉事業所の体制強化



地域福祉を推進し、地域住民が安全に安心して暮らし続けられるまちづくりには、福祉サービスを提供する事業所の存在、協力は必要不可欠ですが、市内事業所の数は少なく、また規模も小さめです。地域住民の多様化・複雑化した課題に対応するためには、高齢者、障がい者、児童等の各事業所の体制を強化する必要があります。事業所の増加に向けた取組のほか、事業所職員の人材確保・育成に協力し、各事業所が支援の必要な人を確実に支えることができるような体制を整備します。

【具体的な取組】

指標名	内容	現状値	目標値
障がい福祉サービス運営費補助金の交付	市内の障がい福祉サービス事業所に対し、運営費補助金を交付します。	6 法人	 向上
【新規】 地域リハビリテーション活動支援事業の実施	地域の介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職が助言等行います。	—	実施


施策5 生涯学習の推進



地域住民の地域活動を促進するためには、地域住民が福祉に関する理解と認識を深めるとともに、地域福祉実践に向けての行動意識を高めることが求められ、福祉教育のほか生涯学習の取組による福祉の学習推進が重要となります。また、生涯学習の場を提供するにあたっては、誰が、いつ、どこで、どのような方法で、何のために、展開するのかといったカリキュラムの位置づけと、それらを地域住民に明確化し、いつでも気軽に学べる場があることを周知する必要があります。

そのため、地域住民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、カリキュラムを研究し、多様なプログラムの提供を図ります。また、それらを広く地域住民へ周知するとともに、地域住民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。

【具体的な取組】

指標名	内容	現状値	目標値
生涯学習講座の開催、受講者数	福祉に係る生涯学習講座（親子・小学生対象、障がい者対象、高齢者対象など）を企画、開催します。	55 講座 515 人	 向上


**【目標数値】**

「基本目標3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり ～多様な主体の参加促進～」に関する取組を評価していく成果指標として、令和元年度実施の地域福祉計画に関するアンケート調査結果から「地域住民の福祉の取組に対する考え方」を設定します。

令和元年度のアンケート調査では、福祉の取組に対する考え方として「福祉に関する課題については、地域住民が行政とともに協力しあって取り組むべきものだと思う」と考えている地域住民が59.5%となっています。今後も地域住民の地域福祉活動や協働に関する意識を高めていく取組を推進することにより、令和8年度には「福祉に関する課題については、地域住民が行政とともに協力しあって取り組むべきものだと思う」と考える地域住民の割合が65%になることを目指します。


成果指標	令和元年度数値	目標数値
「福祉」の取組に対する考え方」で「地域住民と行政が協働で取り組むべきもの」と回答した人の割合	59.5%	65%


【各主体の主な役割】



地域住民


- 地域福祉に関心を持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。
- 福祉学習や体験の機会、生涯学習の場に積極的に参加しましょう。
- 福祉サービスの受け手であると同時に、担い手であることを意識しましょう。
- 地域福祉の担い手としての養成講座や研修に参加してみましょう。





福祉事業者

- 地域住民や職員の福祉理解を促進する機会をつくりましょう。
- 行政や関係機関と連携し、学校における福祉実践教室への支援を行いましょう。
- 地域福祉を担う人材の確保や育成のための講座や研修会を開催しましょう。
- 専門人材の確保・育成のための勉強会や研修会を開催し、支援の質の向上をめざしましょう。
- 行政や福祉活動を行う者など多様な主体と協力し、各事業所の体制を強化し、支援が必要な人を確実に支えることができるよう努めます。







福祉活動を行う者

- 地域の福祉活動の活性化を図りましょう。
- 福祉事業者などと連携した福祉実践教室を実施しましょう。
- 研修や勉強会に参加し、知識や技術のステップアップを図りましょう。
- 誰でもいつでも気軽に学べる生涯学習の場を提供しましょう。
- 学習の機会を地域住民へ広く周知しましょう。



行政

- 学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。
- 様々な組織や団体の地域活動や担い手の確保・育成を支援します。
- 民生児童委員協議会の運営を支援するとともに、民生児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 福祉事業者や関係機関と連携し、専門人材の確保・育成に向けた総合的な取組を推進します。
- 専門人材の資質の向上を図る研修や、勉強会の開催を支援します。
- 各福祉事業所と連携し、人材確保・育成に協力します。
- 地域住民が学習活動のために活用できる施設などの場の充実を図ります。
- 地域住民のニーズに応じた多様な学習プログラムを提供します。



ヘルスパートナーによる棒体操教室



認知症サポーター養成講座



基本目標4

地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

◎◎◎ 地域共生社会の基盤整備 ◎◎◎



施策1 包括的な相談支援体制の整備



地域住民からの相談件数は増加しており、その相談内容は複合化・複雑化し、ニーズも多様化する中で、分野ごとの対応では、課題の早期解決が困難になっています。そのため、課題を包括的に受け止めることができるような相談支援体制や、既存の枠にとられないサービスの充実が必要です。

本市では、福祉総合相談センターを福祉に関する総合的な相談窓口として位置づけ、各分野の相談窓口（センター）に対する助言、支援を行います。その上で、地域の関係団体や専門職種等と連携し、地域住民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、地域住民の身近な地域における包括的な相談支援体制を構築、整備します。また、地域福祉の取組をより一層進めるため、コミュニティ・ソーシャルワーカー^{※5}の配置について検討します。

【具体的な取組】包括的な相談窓口の設置

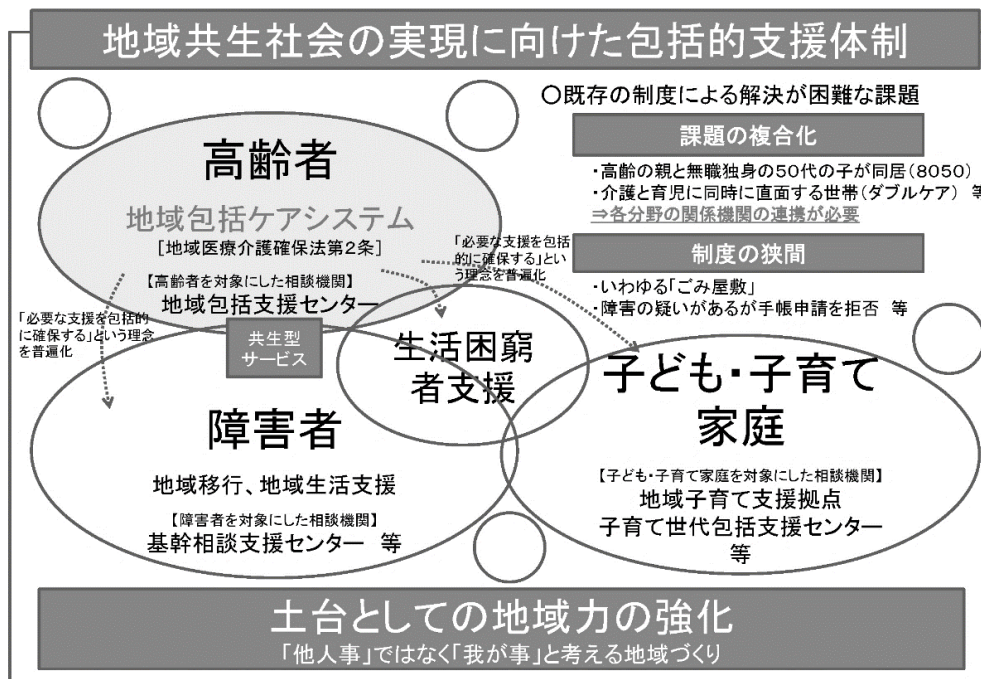
指標名	内容	現状値	目標値
福祉総合相談センター全体の相談件数	高齢者及び障がい者（児）の生活、児童の発達等に関する相談に対応します。	921 件	向上
くらし・はたらく相談センター全体の相談件数	生活に困っている人のくらしや働くことに関する相談を受け付けます。	3,557 件	向上
【新規】地域における包括的な相談窓口の設置	日常生活圏域ごとに、地域生活課題を包括的に受け止める相談窓口を整備します。	—	整備
【新規】コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置	コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を検討します。	—	整備

※5 コミュニティ・ソーシャルワーカーとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援などの「コミュニティ・ソーシャルワーク」を行う者のこと。





■ 地域共生社会への実現に向けた包括支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「地域包括ケアシステムなどとの関係」

重層的支援体制整備事業の考え方

本計画6ページにもあるように、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）を創設することができるようになりました。

本市においても、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める体制を整備します。そこで受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各機関が円滑な連携のもとで支援できるようにするため、多機関協働の仕組み等を検討します。また、長期にわたってひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じて本人との関係性の構築に向けて継続的な支援ができるよう努めます。

このほか、社会との関係性が希薄化している人に対し、社会とのつながりを回復するための支援、地域住民同士のケア・支え合う関係性を育み、地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止をめざした地域づくりの支援も実施し、市全体で、対象者に伴走する支援体制の構築をめざします。



施策2 多機関協働の促進

地域住民等の複雑多様化するニーズに対応するためには、福祉の推進を目的に活動している団体や専門職、関係機関などと行政が連携し、多機関の協働による包括的な支援体制を構築する必要があります。そのため、多機関が協働で支援するためのチームの編成・位置づけを検討します。

支援チームの具体的な協議の場としては、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の会議や協議体の機会を活用し、多職種連携を推進します。また、これらの取組については、協働の中核の役割を担う機関を明確化した上で実行します。

【具体的な取組】多職種連携の場の設置

指標名	内容	現状値	目標値
医療的ケアが必要な方の事例検討回数	障がい者自立支援協議会で多職種による事例検討を行います。	2回	向上
認知症初期集中支援チームでの支援人数	対象者の認知機能の評価や生活継続に関する課題を整理し、多職種で支援します。	7人	向上

施策3 地域における活動場所の提供

地域における福祉活動を推進していくためには、地域住民やボランティア団体など地域福祉の担い手が集まって活動することができる場所の提供が必要です。

そこで、公共施設や民間施設を有効活用し、活動場所を提供します。また、それらの施設を地域住民が気軽に利用できるような仕組みをつくります。

【具体的な取組】活動場所の明確化

指標名	内容	現状値	目標値
市民活動の活性化や団体設立の相談件数	市民活動センター等で相談を受け付け、対応します。	11件	向上
市民活動や福祉活動を行うことのできる場所	市内において市民活動、福祉活動のできる場所を整備、充実します。	2か所	向上
【新規】 (仮称) 活動場所マップの作成	地域住民や福祉団体が使用できる活動場所マップの作成を検討します。	—	作成

施策 4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実

(成年後見制度利用促進計画)



(1) 計画の趣旨と背景

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域全体で支え合うことが、現代社会における課題であり、かつ地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

財産の管理及び介護等の福祉サービスを本人の意思に基づき適切に利用していくことは地域生活の基本であり、このようなことはこれまで、家族機能の一部として当たり前と考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わる中で、高齢者や障がい者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人と高齢の親等の世帯も増加しています。

また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあったり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守りが不十分な中での行方不明や孤立死など、判断能力が不十分なこともあり、自ら声をあげて権利や生活を守ることのできない人たちの存在もあります。

このような人たちが住み慣れた地域で生活し続けるためには、保健医療はもちろん、介護等の福祉サービスを適切に利用し、また、地域で支え合うことも必要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は平成 28 年 4 月 15 日に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）を公布し、同年 5 月 13 日に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度利用促進法において市町村の講ずる措置等が規定されており、本市では成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「地域福祉計画」においてその方向性を示します。

(2) 国の動向等

時期	内容
平成 28 年 4 月 15 日	成年後見制度利用促進法 公布
平成 28 年 5 月 13 日	成年後見制度利用促進法 施行
平成 29 年 3 月 24 日	成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定



(3) 計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度利用促進法の市町村が講ずる措置において規定されています。(第14条市町村の講ずる措置)

市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされています。

また、平成29年3月24日に閣議決定された国が定める成年後見制度利用促進基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、地町村計画を定めるよう努めることを求めています。

このことから、本計画内「基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり」の「施策4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実」の部分は、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」に位置づけます。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

資料：厚生労働省



(4) 現状と課題

判断能力に不安がある人であっても、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていくためには、権利擁護支援をはじめ自立した日常生活を送れるよう支援していく必要があります。

本市が令和元年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査の成年後見制度の認知度では、「言葉は聞いたことはあるが、制度のことは知らない」(34.3%)と「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」(29.6%)を合わせた63.9%の人が制度を知らない状況です。また、「制度は知っているが、利用する必要がない」と回答した方も31.3%と高くなっています。このことから、制度や制度内容、手続き方法などを広く地域住民へ周知していく必要があります。

【本市の支援状況】

事業名	内容
成年後見支援センター相談件数	令和2年7月開所 相談延べ件数：68件
日常生活自立支援事業利用者数	高齢者：2人 知的障がい者：8人 精神障がい者：15人 合計：15人

資料：福祉課（令和3年1月31日現在）

(5) 今後の方針

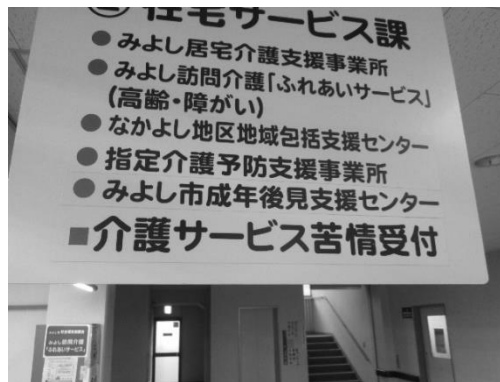
地域住民へ成年後見制度について周知を図るとともに、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安がある人で、金銭管理、成年後見など権利擁護支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談や支援が行える体制を整備します。

また、支援の担い手として親族後見人も含めた活動の支援や市民後見人の育成などの取組を検討していきます。

さらに、福祉総合相談センターと成年後見支援センターを本市の成年後見支援ネットワークにおける中核機関として位置づけ、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築、整備します。



みよし市福祉センター



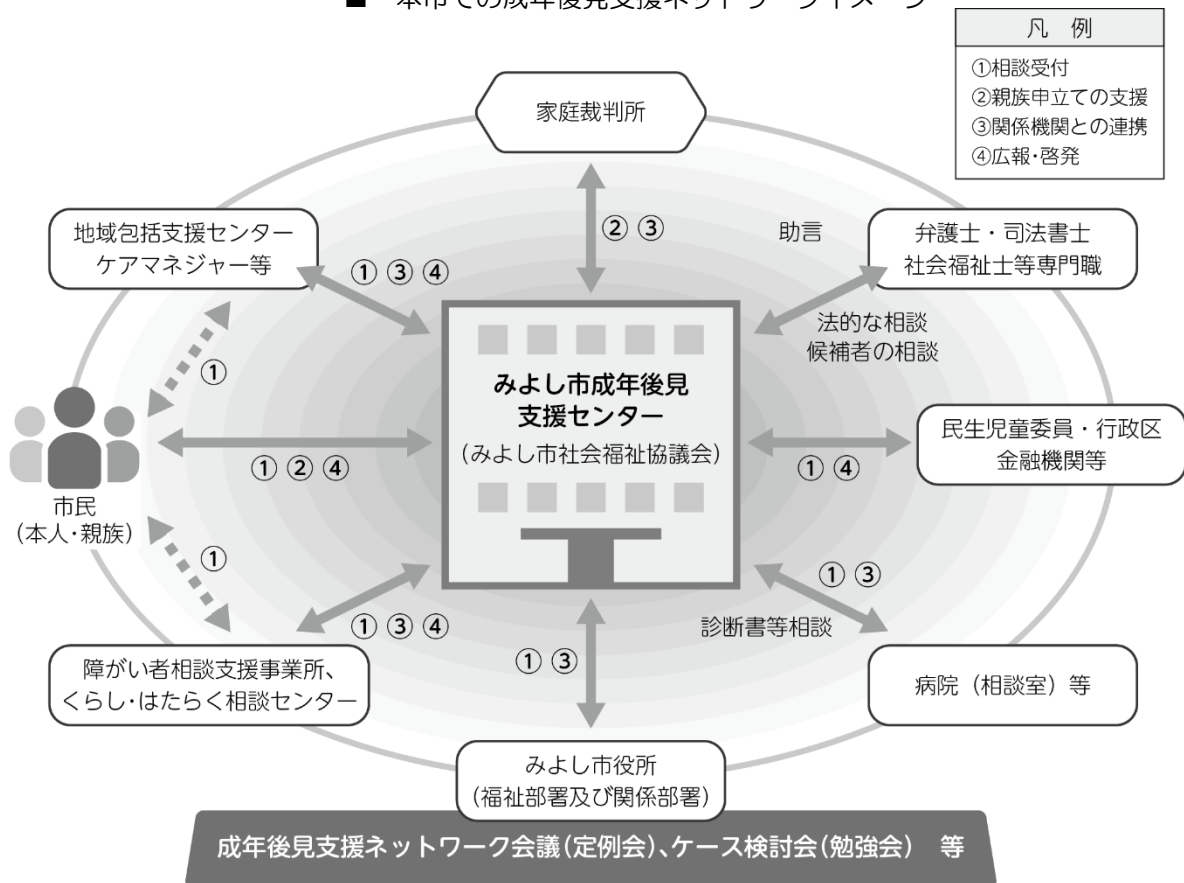
みよし市成年後見支援センター
(福祉センター内)



【具体的な取組】成年後見支援を通じた地域づくり

指標名	内容	現状値	目標値
成年後見支援センターの設置、相談対応	成年後見支援に関する相談窓口を設置し、相談に対応します。	設置済み	➡ 継続
成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度に関する学習会等を開催します。	—	4回
成年後見支援ネットワーク会議の開催	成年後見支援に関する地域課題の協議の場を設けます。	3回	➡ 継続
成年後見支援が必要な人の事例検討会数	多職種による事例検討を行い、関係職員の資質向上を図ります。	—	6回

■ 本市での成年後見支援ネットワークイメージ



施策5 再犯防止に向けた取組（再犯防止計画）



（1）計画の趣旨と背景

わが国では、犯罪の発生件数は大きく減少している一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が年々上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

また、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

このような状況から、平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第4条第2項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

これを受け、本市では、「再犯防止推進法」や国の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、すべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、「地域福祉計画」において再犯防止推進施策の方向性を示します。

（2）国の動向等

時期	内容
平成28年12月14日	「再犯防止推進法」公布、施行
平成29年12月15日	「再犯防止推進計画」閣議決定

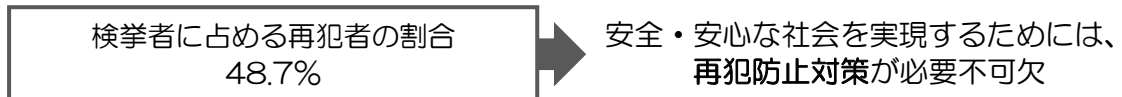


国の再犯防止推進計画概要 計画期間：平成30年度～令和4年度

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

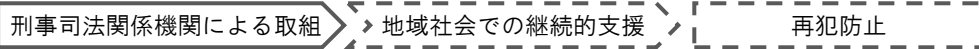
再犯防止推進計画策定の経緯

【再犯の現状】



【再犯防止に向けた取組の課題】

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある



5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

- | | |
|---|--|
| <p>① 就労・住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実 ・協力雇用主の活動に対する支援の充実 ・住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等 | <p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化 ・薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援 ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等 |
| <p>③ 学校等と連携した就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・矯正施設からの進学・復学の支援 等 | <p>④ 特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント機能の強化 ・特性に応じた効果的指導の充実 ・効果検証・調査研究の実施 等 |
| <p>⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護サポートセンターの設置の推進 ・更生保護事業の在り方の見直し 等 | <p>⑥ 地方公共団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のネットワークにおける取組の支援 ・地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等 |
| <p>⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備</p> | |

政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

資料：「再犯防止推進計画」概要版



(3) 計画の位置づけ

本計画内「基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり」の「施策5 再犯防止に向けた取組」の部分は、「再犯防止推進法」第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」に位置づけます。

(4) 現状と課題

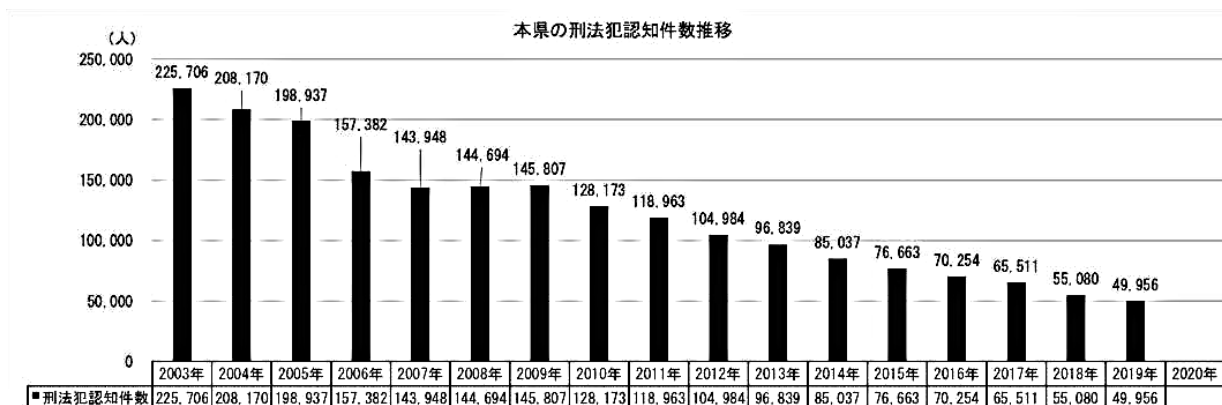
本市の令和元年中の犯罪発生件数は、348件となり、前年比24.5%減(平成29年：544件、平成30年：461件)となっています。

愛知県でも、平成26年から平成30年にかけて検挙人員数は減少しているものの(平成26年：15,227人、平成30年：13,622人)、そのうちの再犯者の割合は増加しており(平成26年：44.6%、平成30年：47.1%)、再犯防止の取組が必要です。

資料：「刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率〔犯罪をした者を検挙した都道府県警察の所在する都道府県別〕」

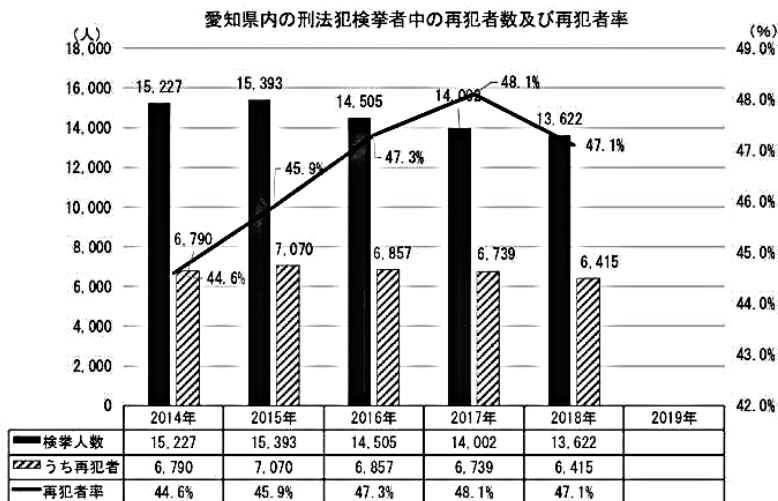
参考〔愛知県における再犯防止を取り巻く環境〕

1 刑法犯認知件数の推移



2 再犯者数の推移

出典：愛知県警集計



出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省)



(5) 今後の方針

「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえ、高齢者または障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人及び非行のある少年に対し、必要な保健医療、福祉サービス、就学その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ地域での生活を可能とするための方策や体制整備の検討を進めます。また、防犯対策の強化にも努めます。

【具体的な取組】 実態把握と普及啓発

指標名	内容	現状値	目標値
関係機関・団体との情報交換回数	再犯防止に関する機関の会議等に参加し、連携を強化します。	2回	➡ 継続
更生保護団体への支援	保護司や更生保護女性会の活動をバックアップします。	実施	➡ 継続
犯罪をした者等の相談対応及び支援	犯罪をした者等の特性に応じ、保健医療、福祉サービス等の利用を促進します。	実施	➡ 継続
広報・啓発活動の推進	社会を明るくする運動等、再犯防止に関する取組を継続して実施します。	実施	➡ 継続

【目標数値】


「基本目標4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり ～地域共生社会の基盤整備～」に関する取組を評価していく成果指標として、令和元年度実施の地域福祉計画に関するアンケート調査結果から「毎日の暮らしで不安に感じていること」を設定します。

令和元年度のアンケート調査では、毎日の暮らしで様々な項目で何らかの不安を抱えている地域住民が91.4%いるのに対し、「特にない」人が7.5%となっています。今後は、この「不安に感じること」ができる限り少なくなるように、地域住民の身近な地域での相談・支援体制を整備する等の取組を推進し、令和8年度には不安が特にない地域住民の割合が10%に近づくよう施策を進めていきます。

成果指標	令和元年度数値	目標数値
毎日の暮らしで不安に感じていることが「特にない」人の割合	7.5%	10%





【各主体の主な役割】




地域住民

- 身近な場所で、みんなで気軽に集える場をつくりましょう。
- 公民館や集会場を積極的に利用しましょう。
- 地区行事など地域の活動拠点で行う活動に近所の人や友人を誘い合って参加しましょう。
- お互いの人権を尊重し、思いやりをもって地域住民と関わり合いましょう。
- 地域共生社会における権利擁護や人権等について知識を深めましょう。
- 成年後見制度について関心を高め、制度について知りましょう。
- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人について理解を深めましょう。



福祉事業者

- 地域住民に身近な地域へコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置し、相談支援、コーディネートを行いましょ。
- 福祉総合相談センターと連携し、自分の分野では対応が難しい地域課題（困りごと）を専門機関や相談窓口につなげましょ。
- 行政と連携し、地域における相談窓口を整備しましょ。
- 他機関が協働で支援するための連携強化の場（協議会）などへ参加しましょ。
- 日頃から多職種間での情報共有や関係づくりを行いましょ。
- 地域の多世代が交流できる居場所づくりを推進しましょ。
- 地域住民の支え合いの活動の立ち上げや運営を支援しましょ。
- 行政と連携し、利用可能な施設やスペースなどを地域住民の福祉活動の場として提供しましょ。
- 成年後見制度の利用が必要な人や虐待が疑われる場合、消費者被害のリスクが高い人などを把握した際には、相談機関へ連絡しましょ。
- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人への相談、就労支援を行いましょ。



福祉総合相談センター



福祉活動を行う者

- 困っている人や世帯を地域で支える意識を醸成しましょう。
- 地域の身近な相談窓口や困りごとを地域住民同士で解決する方法などを周知しましょう。
- 自治区長、民生委員・児童委員など、それぞれの立場で会議など協議の場へ参加しましょう。
- 行政や関係機関とのつながりを持ち、情報共有を図りましょう。
- 認知症の人や障がいのある人など、誰もが参加し、交流できるよう開催場所や開催方法を工夫しましょう。
- 支援が必要な人や、虐待が疑われる場合には行政等の相談機関へ連絡しましょう。
- 地域住民へ権利擁護や人権について知識の啓発をしましょう。
- 地域の安全パトロールの実施を充実しましょう。
- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人について理解を深めましょう。



行政

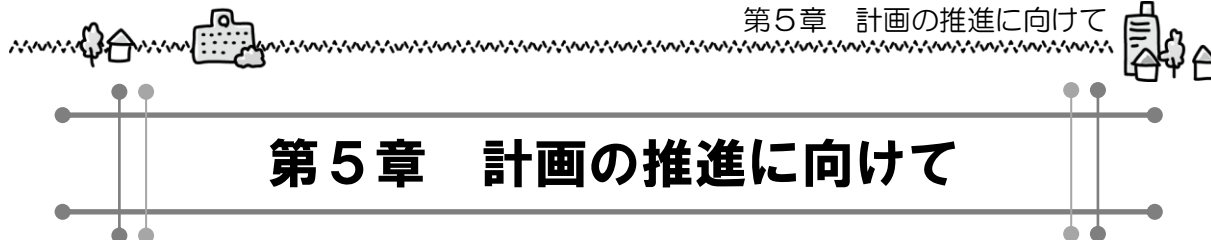
- 多機関が協働で支援するためのチーム編成・位置づけを検討します。
- 支援チームの具体的な協議の場を設け、多職種連携を推移します。
- 公共施設や民間施設を有効活用し、活動場所を提供します。
- 活動場所を地域住民が気軽に利用できる仕組みをつくります。
- 活動場所マップの作成を検討し、活動場所を地域住民へ広く周知します。
- 活動場所についての相談体制を充実させます。
- 成年後見制度や制度の内容について地域住民へ広く周知します。
- 地域住民、福祉事業、福祉活動を行う者と連携し、支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談や支援が行える体制を整備します。
- 親族後見人を含めた市民後見人の育成を検討します。
- 福祉総合相談センターと成年後見支援センターを中核機関として位置づけ、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築、整備します。
- 再犯防止に関係する機関の会議等に参加し、連携強化を図ります。
- 本市の再犯状況など実態把握を行い、地域で生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策や体制整備を進めます。
- 再犯防止活動を行う団体の活動を支援します。
- 再犯防止について啓発活動を推進します。



第5章

計画の推進に向けて





第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

ライフスタイルの多様化により複合化・複雑化する課題を抱える個人や世帯に対し、適切な支援・対応を行うためには、地域住民をはじめ、地域を構成する様々な主体と市が連携していくことが必要です。

地域住民が住み慣れた地域で、支え合い、助け合いながら安全でいきいきと暮らし、地域を共に創っていく社会（地域共生社会）の実現をめざすため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設・福祉関係事業者、医療機関、社会福祉協議会などと市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。

① 地域住民の役割

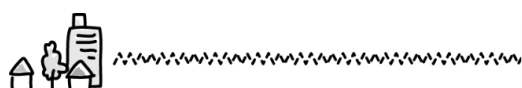
一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、基本理念である「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」の実現をめざします。

そのためには、地域住民が世代や分野に関わらず、声かけやあいさつ、簡単な手助けなど、自分がすぐにでも取り組めることから地域とのつながりを深め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ興味を持って積極的に参加するなど、支え合える暖かみのあるまちにつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める重要な役割を果たしています。

今後も、民生委員・児童委員には地域福祉の推進に努めるとともに、複数の困難を抱える個人や世帯の早期発見に努め、行政等の相談・支援へとつなぐための、より地域に密着した地域福祉の担い手となることが期待されています。



③ ボランティア団体・NPO法人の役割

ボランティア団体・NPO法人には、市民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されます。

今後も地域で様々な福祉活動を行っている団体と、分野を超えて連携し、地域住民の参加を促せるような活動企画を提供し、地域の福祉ニーズに対応する活動団体としての役割が期待されます。

④ 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、施設や施設利用者と地域との距離が縮まるよう、積極的な発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すで実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加するなどより一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

⑤ 医療機関の役割

医療機関は、地域福祉の分野と連携を図りながら、適切な医療サービスを提供し、地域住民の安全・安心を支えています。

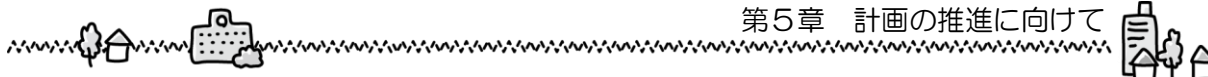
今後も、地域福祉を推進する関係機関と連携し、専門的な視点からの情報提供や助言・相談を行うことにより、地域福祉の推進と課題解決の役割が期待されます。

⑥ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

そのため、市と協働し地域福祉の推進役を担うとともに、その推進において地域住民、各種団体や市との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。





⑦ 市の役割

本計画は、本市における地域福祉推進の指針となるものです。本計画の推進にあたっては、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、地方分権等の社会構造の変化にともなう福祉のニーズの急激な多様化に対応しつつ、施策のはざまにある福祉課題へ対応するため、子ども、高齢者や障がい者施策など各部門の施策間の整合・連携を高めます。

また、地域福祉は福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など地域住民の生活と密接に関連する幅広い分野にわたるため、福祉施策だけにとどまらず、全庁的なまちづくりを通じてより効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。

また、庁内関係各課だけでなく、社会福祉協議会、当事者団体、ボランティア団体、NPOなどの関係機関・団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。

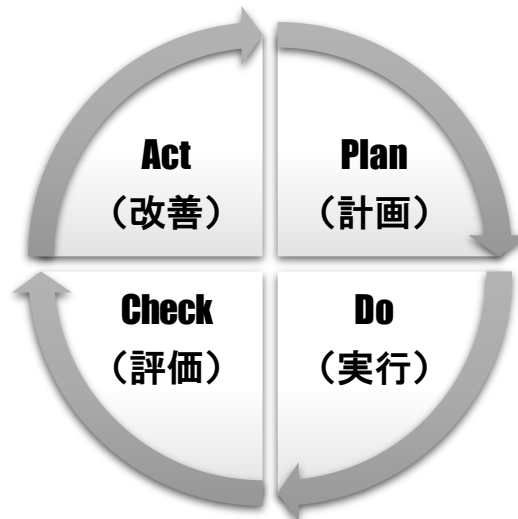


(2) 計画の評価と進捗管理

地域福祉をより効果的に推進していくため、各施策の進捗状況を把握するとともに、基本目標の達成に向けて取組における効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

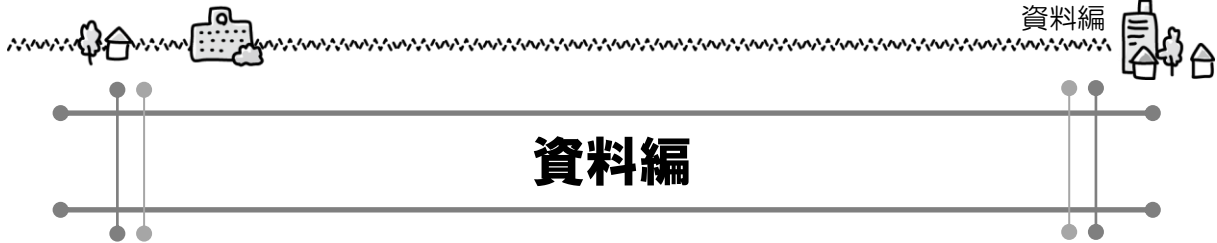
本市においては、地域住民、ボランティア団体、当事者団体、民生委員・児童委員、医療機関、教育機関、福祉事業者、行政機関などの代表者、学識経験者などの参加を得て「みよし市地域福祉計画審議会」を設置し、計画の評価、見直しについて検討します。今後も定期的に審議会を開催し、PDCA（Plan〔計画〕、Do〔実行〕、Check〔評価〕、Act〔改善〕）のサイクルに基づき、施策の進捗管理や基本目標の達成に向けた取組に対する御助言をいただきながら、本市における地域福祉の推進を図ります。

■ PDCAサイクル





資料編



1 地域における活動者等の紹介

(1) 民生委員・児童委員

少子高齢化が進み、家族関係や地域社会における人と人のつながりが希薄化する中、住民同士が支え合い、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりが求められています。

そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う（民生委員法第1条抜粋）」民生委員・児童委員（主任児童委員）の役割はますます重要になっています。民生委員法第14条では、民生委員の職務として次のような活動をあげています。

- ・ 住民の生活状態を適切に把握する
- ・ 援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う
- ・ 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う
- ・ 社会福祉事業や活動への支援を行う
- ・ 関係行政機関の業務に協力する
- ・ 住民の福祉の増進を図るための活動を行う

また、児童福祉法第17条では、児童委員の職務として、児童及び妊産婦についての上記の活動に加え、児童健全育成に関する機運の醸成に努めることを挙げています。さらに、主任児童委員の職務においては、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整を行うことと、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこととされています。

このような民生委員・児童委員の役割を一言で言うならば「地域のつなぎ役」であり、その活動は「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」、「生活支援」、「意見具申」の7つの機能に分けることができます。

(2) ボランティア団体

市民ボランティア活動について、令和2年4月現在、ボランティアセンターには87団体が登録されており、3,203人がボランティアとして登録しています。

また、みよし市社会福祉協議会が中心となって、ボランティア連絡協議会が設置されており、ボランティア団体間の連絡調整・情報交換の場となっています。



(3) NPO法人

NPOとは、「Non Profit Organization」の略語で「非営利組織」のことです。また、NPO法人とは、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けて設立された法人のことを指します。

「特定非営利活動」とは、法が定める20種類の分野に当てはまるものであって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。本市を拠点とするNPO法人は、令和2年10月1日現在で12団体あります。

(4) いきいきクラブ

いきいきクラブは、65歳以上の高齢者で構成され、仲間づくりを通して、生きがいや健康づくりに取り組むとともに、これまで培ってきた経験や知識、技能を生かして地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

(5) 子ども会

子ども会は、異なる年齢の集団による仲間活動、特に子どもの遊びの特徴を捉えた活動を進め、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、子どもの心身の成長発達を促すために、地域を基盤として意図的に組織された任意団体です。

令和2年5月1日現在、子ども会の会員数は2,878人、加入率は77.0%となっており、平成28年より年々減少傾向にあります。



(6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とし、「①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現」「②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現」「③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築」「④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出」「⑤持続可能で責任ある自律した組織経営」の5つを経営理念として活動しています。

次に示す4部門で具体的な事業を実施しています。

- ① 法人部門
適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う社会福祉協議会事業全体のマネジメント業務にあたる。
- ② 地域福祉活動推進部門
地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取組の支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する地域福祉推進の中核的な役割を果たす。
- ③ 福祉サービス利用支援部門
地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整を行う。
- ④ 在宅福祉サービス部門
介護保険サービスや障がい福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する。



2 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 高齢者支援への意見

- ・相談相手がおらず、相談窓口もどこにあるのかわからないという方が多い。相談窓口の周知も必要だが、身近な店舗や地域拠点施設などに定期的に相談窓口を設置してはどうか。
- ・核家族化が進み、また地域での横のつながりが弱まっており、高齢者に対する見守り機能が低下している。高齢者が安心・安全に暮らす基盤が必要。
- ・高齢者の移動手段が少ないため、買い物や外出へのハードルが高い。買い物ツアーやタクシーより安価な個別の外出支援などを実施してはどうか。

(2) 子育て支援への意見

- ・不登校対策など、子どもが仲間と過ごすことのできる環境の整備が重要である。
- ・ひとり親家庭など、育児に困難のある家庭への支援を行いたい。
- ・保護者が外国人である子どもについて、周囲の理解不足からなじめない場合があるなど、学校生活への支援が必要。また、学校では子どもから保護者へプリントを渡すなどの情報伝達が基本となっているが、保護者が外国人である場合、子ども任せになってしまうなど困難が生じるため、保護者への支援も必要である。

(3) 障がい者支援への意見

- ・障がい者は増加傾向にあり、支援ができる体制づくりが必要だが、個人情報保護の観点からつながりを持つことが困難で支援活動の情報が届けづらくなっている。周知に向けて民生委員・市と連携したアプローチをしたい。また、それぞれの困りごとの把握も困難になっているため、同じ障がいを持つ人の交流会を実施して要望を聞く、ニーズ調査を実施するなど、アウトリーチの方法を検討してほしい。
- ・市内に福祉事業所が増え、日中に通える環境は整ってきたが、支援の狭間になりがちな精神障がいや軽度の知的障がいを持つ人、あるいは生活困窮者やひきこもり等向けの「居場所づくり」の事業もあってほしい。そうした居場所で社会とつながり続けることが重要である。また生活困窮者やひきこもりの人の学習支援など、就労につながる活動もあるとよい。
- ・「暮らし・はたらく相談センター」について、周知不足だと感じる。もう少し詳しい情報の得られるHPを作成するなどしてはどうか。
- ・地域住民に障がいについて知ってもらう場や、障がい当事者と地域住民のつながりを促進できる場が必要であり、これまで「福祉フェスタ」「ふれあいバード」等のイベントがその役割を担ってきたが、イベントが定着してきた今、さらに新しい層に情報が届くような機会を増やしていきたい。



(4) 団体の活動への意見

- 団体間の連携強化のための情報提供を行政に積極的に行ってほしい。また、高齢者支援団体と障がい者支援団体の交流イベントなど、枠組みを超えた連携をもっと行いたい。
- 団体の構成員の高齢化と会員数の減少が課題であり、団体でも現在の活動をするので精一杯という面もある。会員募集だけでなく、「こんな活動があるんだ」と知ってもらうことで地域住民の理解も進むと思われるので、活動の周知に協力してほしい。また、社会福祉協議会が主導することで企画や活動に説得力が出るため、中心になってもらいたい。
- 民生委員・児童委員について、地域に相談できる・支援につなげる人がいるということを知ってもらいたい。そのために、諸団体の事業に積極的に参加し、つながりを深めていきたい。また、民生委員・児童委員の自主研修会を計画的に実施したいと考えている。

(5) 地域安全への意見

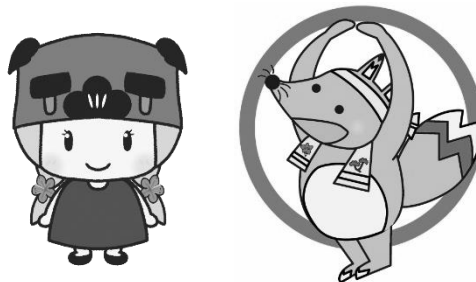
- 地域での住民のつながりが薄くなってきているため、地区での講習会や防災訓練など、コミュニケーションを兼ねた地域活動の機会を作っていきたい。またその際に社会福祉協議会などが連名で企画することで、高齢者や障がい者など地域で配慮が必要な方も参加しやすいのではないかと。
- 避難行動要支援者名簿への登録呼びかけや、備蓄への呼びかけなど、防災について市へ協力できることはあるので、連携していきたい。



3 職員ワークショップ

地域福祉に対する職員の理解を深め、意見等を計画推進のための施策の参考にするために職員ワークショップを開催し、アンケート調査で得られた課題や目標を達成するために必要な取組について、以下の4つのテーマに基づき意見交換を行いました。

- ① 住民の福祉意識の高揚
- ② 地域福祉ネットワークの強化
- ③ 多様な主体の参加促進
- ④ 地域共生社会の基盤整備



(1) 住民の福祉意識の高揚

- ・アンケート調査結果では、災害に対する不安や、災害時の助け合いを重視する声が聞かれた。自助・共助・公助といわれる中で、行政として公助だけでなく、共助の促進も重要である。自主防災組織や消防団の育成支援など、人材育成と地域共生の啓発に取り組み、地域力の向上をめざす。
- ・地域のつながりが低下したことで、情報も届きにくくなっている。地域全体でどの年代にもリーチできるよう、地域に出向いた健康教育を行うなど、日常生活の中に健康づくりを組み込めるような環境を推進したい。

(2) 地域福祉ネットワークの強化

- ・地域住民にとって身近な施設である学校を「地域福祉のハブ」として活用し、福祉相談を学校で定期的実施するなどの取組ができれば、地域住民にとって福祉を身近に感じられ、また相談しやすい環境をつくることのできるのではないか。

(3) 多様な主体の参加促進

- ・市民活動センターとボランティアセンターの情報共有を強化し、ニーズと支援の担い手をつなげるコーディネーターとしての役割を強化していく。
- ・地域福祉の講座情報の周知を強化するとともに、他市で企画・運営されている講座や市民ニーズの情報収集を行い、より興味を持てる講座を企画していく。また、学校教育の中でも福祉について身近に感じる取組を推進することで、ボランティア活動を実施する市民の育成につなげる。



(4) 地域共生社会の基盤整備

- 生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て支援など、福祉の窓口をそれぞれ充実させることも重要だが、対象者別の制度では取りこぼしてしまう多重的課題を抱えた相談に対し、ワンストップで受けられる福祉の窓口、地域と共に取り組む体制が必要である。専門職を集めた相談窓口を作るモデル的な取組や、多職種での情報共有の場を設けて支援につなげていく。また、休日や夜間でも相談できるような体制づくりが必要である。



職員ワークショップの様子

4 第4期みよし市地域福祉計画パブリックコメントの結果について

第4期みよし市地域福祉計画を策定するにあたり、パブリックコメント制度による意見の募集を行いました。その結果は下記のとおりです。

(1) 実施期間

令和2年12月11日（金）から令和3年1月12日（火）まで

(2) 公開方法

みよし情報プラザ、サンネット及びみよし市ホームページで公開

(3) 意見受付方法

郵便、電子メール、ファクシミリ、直接持参

(4) 募集結果

意見の提出はありませんでした。



5 みよし市地域福祉計画審議会要綱

○みよし市地域福祉計画審議会要綱

平成21年4月1日

改正 平成25年2月1日

平成27年12月25日

平成29年6月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるみよし市地域福祉計画の策定及び推進について調査、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会の会議は委員の2分の1で成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は、福祉部福祉課に置く。



(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日）

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

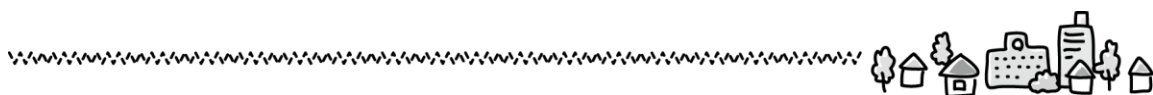


地域福祉計画審議会

6 みよし市地域福祉計画審議会委員名簿

役 職	区 分	職 名（所属）	氏 名
会長	市長が必要と認める者	愛知大学	浅野 俊夫
副会長	民生児童委員の代表者	みよし市民生児童委員協議会	久野 文仁
委員	医療関係者	一般社団法人豊田加茂医師会	翠 健一郎
委員	福祉団体の 推薦する者	社会福祉法人昭徳会	制野 司
委員		社会福祉法人あさみどりの風	熊谷 かの子
委員		社会福祉法人あゆみ会	松平 幸彦
委員		社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	加納 幸治
委員		みよし市身体障害者福祉協議会	前澤 晏
委員		いきいきクラブみよし連合会	鈴木 隆
委員		みよし市ボランティア連絡協議会	木戸 雅俊
委員		小中学校長代表	佐久間 章貴
委員		愛知県立三好特別支援学校	畑 中 丈彦
委員		幼稚園・保育園代表	渡邊 祥子
委員		市民	公募委員
委員	関係行政機関の職員	愛知県豊田加茂福祉相談センター	柴田 直之
委員		愛知県衣浦東部保健所	木戸 美代子





あったかプランみよし
第4期みよし市地域福祉計画

発行日	令和3年3月
発行元	愛知県みよし市
編集	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
T E L	0561-32-2111 (代表)
F A X	0561-32-3388
U R L	http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/



